

[A] 江戸幕府の成立・大名統制・朝廷統制

江戸幕府の成立		豊臣氏の滅亡	
家康	1590年 関東250万石に移封(北条氏の滅亡後に関東に移封) →江戸城(戦国初期に太田道灌が築城)を拠点とする 1600年 関ヶ原の戦い(美濃国)(天下分け目の戦いと呼ばれる)← [東軍(約10万4000人)] 徳川家康(五大老の筆頭)・福島正則(秀吉子飼いの武断派) 加藤清正(秀吉子飼いの武断派)・小早川秀秋(西軍から寝返り) 1603年 後陽成天皇が徳川家康を征夷大将軍に任命 翌年、全国の諸大名に対し、国単位に国絵図と郷帳の作成を命ずる ★国絵図(場所を把握する地図)・郷帳(石高を把握する検地帳) 秀吉の御前帳と同じ(P36へ)	VS	1598年 豊臣秀吉の死去(子の豊臣秀頼が跡を継ぐ) 豊臣家臣の対立(武断派は徳川家康への接近をはかる) →文治派(石田三成) VS 武断派(福島正則・加藤清正) [西軍(約8万6000人)] 石田三成(五奉行の一人)・毛利輝元(五大老の一人) 盟主 小西行長(小西隆佐の子)・宇喜多秀家(五大老の一人) 処刑 ↓(関ヶ原の戦い後) 豊臣秀頼は一大名に転落(摂津・河内・和泉の65万石) 郷帳は慶長・正保・元禄・天保年間の4回作成
	1605年 将軍職を徳川秀忠[2代将軍]に譲る 将軍職が徳川氏の世襲制であることを豊臣氏や諸大名に示すため ★家康は駿府で大御所(隠退した前将軍のこと)として実権を握る 1614年 大坂冬の陣(方広寺鐘銘事件が契機)← 講和が成立するが、徳川方が条件を無視して内堀の埋立てを強行 1615年 大坂夏の陣(豊臣秀頼・淀君(秀頼の母)自殺→豊臣家滅亡) →以後、「元和(偃武)(戦のない平和の時代のこと)の到来		1614年 方広寺鐘銘事件(方広寺は秀吉が創建) 釣鐘の銘文「国家安康」「君臣豊楽」を家康が問題視 「黒衣の宰相」★金地院(以心)崇伝(臨済宗の僧・家康の顧問)・ 南光坊天海(天台宗の僧・家康の顧問)が関わる
	大名統制		朝廷統制
秀忠	1615年 一国一城令(大坂夏の陣の直後に発布される) 大名の軍勢力削減のため、大名の居城以外は取り壊し(1領国1城) 1615年 武家諸法度(元和令=13条) 起草者=金地院崇伝→ 制定=徳川家康の命令で諸大名が伏見城に集めて、徳川秀忠の名で発布 趣旨=大名に対する基本法典(旗本・御家人には諸士法度を定める) 内容=①文武弓馬の道(文武)の奨励・②城郭の新築と無断修築の禁止 ③私婚の禁止(大名同士の婚姻は幕府の許可を必要とする) ④大名同士の徒党を禁じる・⑤法度違反者の領内隠匿の禁止 ⑥諸大名参勤の作法(参勤交代の制度化ではなく作法について) [大名の処分(武家諸法度違反・世継ぎ断絶などが理由)] ①改易(領地没収)・②減封(領地削減)・③転封(国替え) ex. 福島正則(安芸広島城主→城郭修築の項に違反し所領没収) 松平忠輝(越後高田藩主)・松平忠直(越前福井藩主) 本多正純(宇都宮藩主)・加藤忠広(肥後熊本城主) 加藤清正の子 (武家諸法度は7代家継・15代慶喜を除き、将軍の代替わりごとに発せられた)	→	1611年 徳川家康が後水尾天皇(後陽成皇子)を擁立 1615年 禁中並公家諸法度(17条)(起草者=金地院崇伝) 趣旨=天皇・公家に対する統制法(朝廷統制の基本法令) 目的=①天皇・朝廷が自ら権力をふるうことを防ぐため ②天皇・朝廷と大名が結びつくことを防ぐため 内容=①天皇の学問第一・②公家の肅次・③摂関の任免 ④武家官位は公家官位と別にする・⑤元号の制定 ⑥紫衣(高僧に与えられる紫色の衣)勅許の条件 [朝廷の統制] ①京都所司代(朝廷を監視する役職→初代に板倉勝重を任命) ②武家伝奏(朝幕間の連絡にあたる役職→2名の公家を任命) ③禁裏御料(天皇領)=1万石(家康)→3万石(綱吉) ④公家領(100家以上)=7万石 1620年 徳川和子(徳川秀忠の娘)が後水尾天皇に入内
	1635年 武家諸法度(寛永令=19条) 起草者=林羅山 参勤自体は ①参勤交代の制度化(毎年4月交代で参勤することを義務付ける) 以前からあった内容=(1)国元と江戸を1年交代で往復・大名妻子の江戸居住を強制 (2)石高に応じた人数を率いて参勤(人数を減らすよう命令) →将軍が課す軍役の一環で主従関係を確認する意味がある 影響=(1)参勤の道中費用と江戸藩邸の滞在費による藩財政の窮乏化 (2)交通(街道・宿場など)・江戸など三都の全国市場の発達 (3)江戸文化の地方伝播(大名が地方と江戸を往復するため) ★例外…関東の大名=半年交代・水戸藩=江戸定府(常に江戸) 対馬の宗氏=3年に1回・蝦夷の松前氏=5年に1回 ②五百石積以上の大船建造禁止(幕末に緩和される→P54へ) ③私設の関所・津留(領内の港で物資の移出入を禁止すること)を禁止		1627年~紫衣事件(後水尾天皇の紫衣勅許を幕府が無効とする) ↓ →沢庵宗彭(大徳寺の僧)を出羽国に配流 1629年 後水尾天皇が明正天皇(後水尾皇女)に譲位 ★修学院離宮(後水尾上皇が造営した数寄屋造の山荘) →ただし、最後の女帝は後桜町天皇 1615年、幕府は禁中並公家諸法度第16条で紫衣(天皇が高僧に与える紫色の衣)着用の勅許を制限した。しかし、幕府への許可なく後水尾天皇が紫衣着用の勅許を続けたため、1627年に幕府はこれを無効として紫衣を取り上げ、抗議をした大徳寺の沢庵宗彭を出羽国に配流した。これにより、天皇の勅許より幕府の法度が優先されることが明示された。その後、これに反発した後水尾天皇は突然譲位を発表し、明正天皇(後水尾天皇と徳川和子の皇女)が即位した。
家光			

[B] 幕藩体制 (幕府と藩による民衆支配体制)

幕 藩 体 制

大名 (一万石以上の将軍直属の武家/260~270家)

親藩 (徳川氏一門の大名→要地に配置) 約 20 家

ex. (御) 三家 = 尾張 (徳川義直)・紀伊 (徳川頼宣)・水戸 (徳川頼房)
(御) 三卿 = 田安 (田安宗武)・一橋 (橋本宗尹)・清水 (清水重好)

両家からそれぞれ将軍家が2名ずつ出ている

譜代 (三河以来の徳川氏家臣で大名に取り立てられた者→要地に配置) 約 150 家

外様 (関ヶ原の戦い以後、徳川氏に臣従した大名→遠方に配置) 約 100 家

[諸大名の負担]

- ①戦時=軍役 (石高に応じて、一定数の武器・人数を用意する) 軍役として課す
②平時=普請役 (城郭・河川工事などの土木事業に動員するお手伝い(普請)など)
普請役は他にも農民に課した国役普請・村が自力で行う自普請がある

直参 (一万石未満の将軍直属の家臣/約 22000 人)

旗本 = 御目見得以上 (将軍に謁見できる) 約 5000 人(知行取)

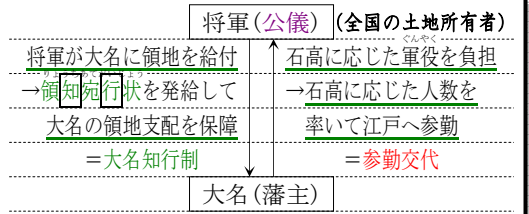
御家人 = 御目見得以下 (将軍に謁見できない) 約 17000 人(蔵米取)

★御家人のほとんどは知行地を持たず、将軍から俸禄(蔵米)を支給される

[江戸幕府の経済基盤]

- ①幕領(天領) = 約 400 万石 (総石高の約 7 分の 1) ★総石高 = 約 3000 万石
②旗本知行地 = 約 300 万石 (天領・旗本領の合計 = 総石高の約 4 分の 1)
③直轄鉾山 = 佐渡相川 (金山)・石見大森・但馬生野 (銀山)
★大久保長安 (徳川家康の側近として佐渡金山・石見銀山などの鉾山開発にあたる)
④直轄都市 = 江戸 (将軍のお膝元 = 人口 15 万人→100 万人) 武家方 = 50 万人
(三都) 大坂 (天下の台所 = 人口 30 万人→40 万人) 町人方 = 50 万人
京都 (千年の古都 = 人口 40 万人→35 万人)

図解NOTE① [大名知行制]

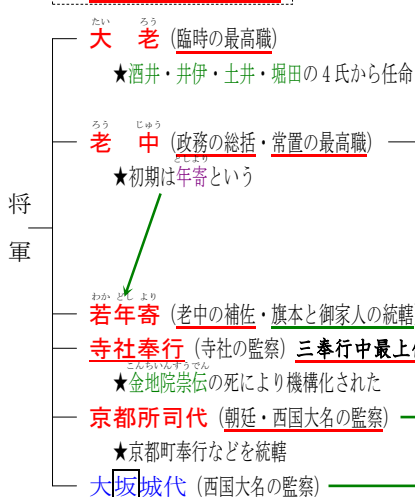


1617 年 徳川秀忠 (2 代将軍) が全国の土地所有者として 領知宛行状を大名・公家・寺社ごとに個別に発給
→ 領知 = 知行 (領地を支配すること) の確認文書
1634 年 徳川家光 (3 代将軍) が 30 万の軍勢を率いて上洛
1664 年 徳川家綱 (4 代将軍) が大名・公家・寺社に 領知宛行状を同時一斉に発給 = 寛文印知

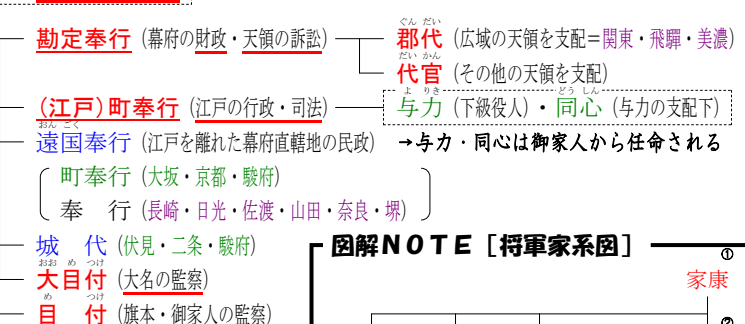
図解NOTE② [藩政]

- ①地方知行制 (知行地をもつ知行取) = 自分の土地あり
大名が家臣に領地(知行地)を与え、その領地支配を認める
★一国一城令(1615)により、大名の居城以外は取り壊し
→ 支城を破壊したことで家臣の城下町への集住が促進され、大名と対抗しうる有力家臣の弱体化させる効果をもった
大名が一国内を直轄地(蔵入地)として丸ごと支配
→ 徴収した年貢を家臣に給料(蔵米)として支給
②俸禄制 (知行地をもたない蔵米取) = 自分の土地なし
知行地を持たない家臣に俸禄(俸禄米・禄米・蔵米・切米)を支給
★家臣は家老 (藩政を統轄)・郡奉行 (藩の農政を統轄)・代官・手代・郷目付 (郡奉行の配下) などの役職に就く

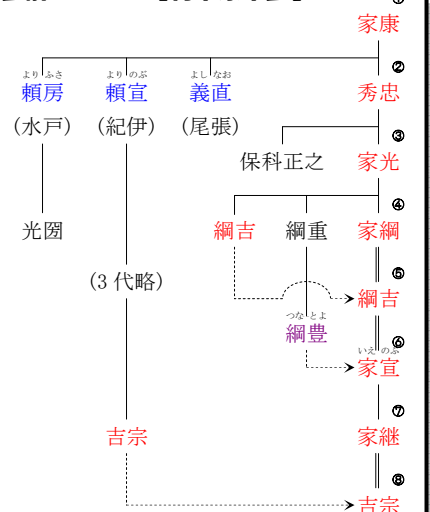
→ 譜代大名より任命



→ 旗本より任命



図解NOTE [将軍家系図]



[職制の特色 (職制は徳川家光の頃に整う)]

- ①合議制 (要職には複数名を任命し合議)
②月番制 (複数の担当者が1ヵ月交代で勤務)
③評定所 (幕府の最高司法機関)
老中・三奉行 (寺社・勘定・(江戸)町奉行) などで構成され、重大事件や管轄のまたがる事項を合議

大名	石高	配置	要職
親藩	多	要地	×
譜代	少	要地	○
外様	多	遠方	×

★幕末になると、親藩・御三家の幕政参加もみられるようになる

農 民 統 制	宗 教 統 制
1641年～寛永の飢饉 (干ばつ・冷害・大風雨などによる全国的凶作) → 1643年 田畑勝手作の禁令 (→明治時代の1871年に廃止) 本田畑での商品作物 (たばこ・木綿・菜種など) の栽培を禁止 → 実際は商品作物は栽培された (有名無実) → 1643年 田畑永代売買の禁令 (→明治時代の1872年に廃止) 豪農への土地集中と本百姓の没落防止のために田畑の売買を禁止 → 実際は質流れの形で土地の売買は行われた (有名無実) 1649年 慶安の触書 (農民の日常生活のあり方など32か条の心得) 法令遵守・耕作奨励・衣食住の制限など生活細部まで厳しく規制 ★現在は1649年の発布や存在自体が疑問視されている 図解NOTE [貨幣経済の浸透(江戸中期)] ① 農業生産力の向上 (耕地面積の拡大・農業技術の発達が背景) → 商品作物を栽培 (市場などで商品作物を売買して貨幣を獲得) ② 農村への貨幣経済 (商品経済) の浸透 → 本百姓体制の動揺 (本百姓が豪農・貧農に階層分化) ③ 貧農は田畑を質入して豪農から借金 → 質入した田畑 (質地) をとられる = 質流れ ④ 貧農が本百姓から小作人に転落 or 都市に流入 → 幕府は本百姓から年貢を徴収するため幕府の収入減少	— [禁教政策 (島原の乱を契機にキリスト教弾圧を強化)] — ① 絵踏 (キリストやマリアが描かれた踏絵を踏ませる) ② 宗門改 (幕府の宗門改役が行った禁教目的の信仰調査) → 宗門改帳 (宗旨人別帳) を作成 (戸籍の役割となる) 家族ごとに名・年齢・宗旨 (所属宗派)・檀那寺などを記載 ③ 寺請制度 (一般民衆を寺院の檀家になることを強制させる制度) ★キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないことが目的 日蓮宗を信じない者からは施しを受けない & しない → 寺請証文 (宗旨手形) を檀那寺が発行 檀那寺が自分の檀家であることを証明するため発行する文書 (1601年～寺院法度 (諸宗諸本山法度)) 真言宗・天台宗など各宗派の大寺院ごとに出版された 寺院・僧侶を統制するための法令の総称 (1601～1616) → 本山 (中心寺院)・末寺 (一般寺院) の関係を制度化 — [寺社 (寺院・神社) の統制] — ① 寺社奉行 (寺社を監察する→金地院崇伝の死後に制度化) ② 寺社伝奏 (寺社からの申し立てを武家伝奏に取り次ぐ) ③ 寺社領 (寺社領は税免除) = 40万石 ④ 本末制度 (寺院法度によって一宗派一本山と定められる) 宗派ごとの本山・末寺の関係による寺院の寺格制度 ⑤ 隠元隆琦 (明の僧) が黄檗宗を伝える (1654) 万福寺 (宇治の黄檗宗本山)・崇福寺 (長崎の黄檗宗寺院)
1673年 分地制限令 (分割相続による土地の細分化を防止するため) 名主は20石・一般百姓は10石以上の石高を所持していれば 分地 (土地の分割) を認めるが、それ以下の農民の分地は禁止 (1713年 分地制限令改正) (徳川家継 [7代将軍] 時に改正) 分地高・残高ともに石高10石・地面1町以上の所持を必要とする → 石高20石・地面2町以上を所持していなければ分地できない ★分地高 (分け与える土地)・残高 (分け与えた後に残る土地)	1665年 諸宗寺院法度 (各宗派共通の寺院を統制するための法令) 宗派関係なしの一括で出される 1665年 諸社禰宜神主法度 (神社・神職を統制するための法令) 吉田家 (吉田神道) が神道の本所として統制 (白川家は衰退)

[NOTE]

<宗教(仏教・神道・キリスト教)>

① 仏教 (外国伝来の世界宗教) …… 仏 (釈迦如来・大日如来・阿弥陀如来など) を信仰し、祀るため寺院を建立

② 神道 (日本古来の民族宗教) …… 日本固有の神々 (天照大神・大国主神など) を信仰し、祀るため神社を建立

③ キリスト教・日蓮宗不受不施派…幕府権力よりも宗教を優越するため弾圧

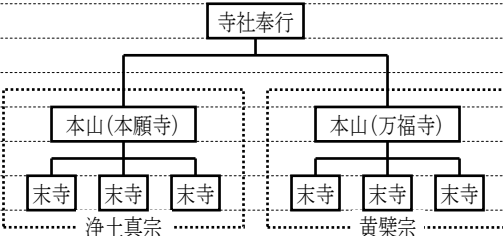
→ (1) キリスト教の布教がスペイン・ポルトガルの侵略を招く恐れがある, (2) 信徒が信仰のために団結する恐れがある

<本末制度>

① 寺院法度 (1601～16) …真言宗など宗派ごとに個別に発布

→ 本山・末寺の関係を制度化

② 諸宗寺院法度 (1665) …宗派関係なしに全宗派一括で発布



<宗門改・寺請制度>

① 島原の乱 (1637～38) を契機に、キリスト教徒の摘発のため、

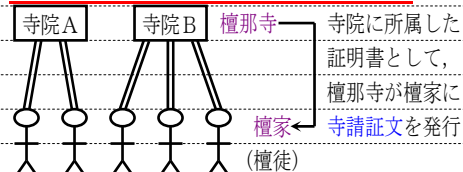
住民の宗旨 (信仰する宗派) を宗門改役が定期的に調査 = 宗門改

→ 家族ごとに名前・年齢・性別・住所・宗旨 (信仰する宗派)

などを宗門改帳 (宗旨人別帳) に記録して把握

② キリスト教・日蓮宗不受不施派を信仰させないため、

民衆をいずれかの寺院に所属させることを強制 = 寺請制度



[B] 身分制度(士農工商)

士

武士＝将軍・大名（一万石以上の将軍直属の武家）・直参（一万石未満の将軍直属の旗本・御家人）・陪臣（大名・旗本などの家臣）＝家臣の家臣
→苗字・帯刀（農工商の者でも苗字・帯刀が特別に認められる場合がある）・切捨御免（農民・町人から非礼を受けた場合は斬殺しても無罪）の特権

農民（検地による村切りを通して支配単位としての村の範囲を確定→幕領では郡代・代官、藩では郡奉行が支配）★全国の村の数＝6万3000余り
→村法（村掟）（入会地・用水の管理など村ごとに定められた法）・村入用（村人から徴収された村を運営するための費用）

〔村方三役（村政にあたる村役人）〕

名主（村政全般を統轄）
★関西では庄屋・東北では肝煎と呼ぶ
組頭（名主の補佐役）
百姓代（村民の代表で名主・組頭を監視）

〔本百姓（田畑を持つ）〕

検地帳に田畑・屋敷地を登録される高持百姓
→租税負担義務を持ち、村政に参加できる
★有力本百姓の隷属農民＝名子・被官など

〔水呑百姓（田畑を持たない）〕

村政に参加できず、田畑を持たない無高百姓
→他人の田畑の小作や日雇仕事で生活する
本百姓から田畑を借りて、
小作料を納める小作人

＜村政の構成員＞

〔本百姓の負担（物納が原則だが貨幣納も可能）〕

①本途物成（田畑・屋敷地にかかる本年貢）＝米
★米穀や貨幣で領主に納めるのが標準
②小物成（山野・河海や副業の収益にかかる雑税）米以外
③高掛物（村高（村の石高の総計）に応じてかかる附加税）
★高掛三役（伝馬宿入用・大長給米・蔵前入用）
④国役（土木工事など一国単位で臨時にかかる夫役）
⑤伝馬役（宿駅に公用交通用の人馬を提供する夫役）
⑥助郷役（伝馬役の不足の際に人馬を補充する夫役）
★助郷と呼ばれる街道周辺の指定された村のみにかかる
★のちに夫役は米や銭で代納されるようになった

	税率	徴税法
初期	約40% 四公六民	検見法（豊作・凶作に応じて税率を決定）
享保期	50% 五公五民	定免法（豊作・凶作に関わらず税率は一定）

①村請制（名主を納入責任者として村全体で年貢を納入）
②五人組（年貢納入と犯罪防止・キリシタン防止に連帯責任を負わせる）
③結・もやい（田植や稲刈などの相互扶助の共同労働・共同利益分配）
結＝見返り必要な共同労働／もやい＝見返り不必要な利益分配
④村八分（村掟に違反した者への制裁として葬式と火災以外は交際断絶）

農

町人（都市に住む商工業者の共同体的な自治組織として町を形成→町奉行が支配）★城下町では武家地・寺社地・町人地にそれぞれ分けられる
→町法（町掟）（城下町などの町ごとに独自に定められた法）・町入用（町人から徴収された町を運営するための費用）

〔町役人（町政を担当する役人）〕

町年寄（町政全般を統轄）
町名主（町年寄の下にいる役人）
月行事（月交代で町名主・町年寄を補佐）

〔本町人（土地・家屋を持つ町人）〕

地主（土地を持ち、町政に参加できる）
家持（家屋を持ち、町政に参加できる）

〔町人（土地・家屋を持たない町人）〕

地借（土地を借りて自ら家屋を建てる）
店借（家屋ごと借りる→店賃を払う）

＜町政の構成員＞

〔本町人の負担（上下水道の整備・城郭や堀の清掃などの町人夫役も課せられる）〕

①貢加・運上（営業許可時に上納する献金・営業に対して一定の税率で上納する営業税）
②御用金（幕府・諸藩が財政不足を補うため、御用商人らに課した臨時・不定期の賦課金）
③地子銭（屋敷の面積に応じてかかる宅地税→三都など城下町では地子銭免除が多い）

①日雇（日用）（一日単位で雇われる）
②棒手振（天秤棒で商品を担いで売る）
③奉公人（主人の家に住込みで従事する）
★商家奉公人…丁推→手代→番頭と昇進
徒弟奉公人…徒弟（親方の弟子となる）

工・商（町人）

穢れの多い人々という意味
穢多（皮革・農業・行刑役・死牛馬の処理などに従事→中世からの隷属民で西日本では皮多、東日本では長吏ともいう）
非人（物乞い・遊芸・清掃・番人などに従事→乞食・犯罪・心中未遂などの転落者で旧身分に復帰する足洗いができる）

差別を受けた人々の
村落を部落という

賤民

[NOTE]

[婚姻・離婚形態]

①家父長制（女性に相続権はなく、男性の戸主権が強い→男尊女卑の家族制度）

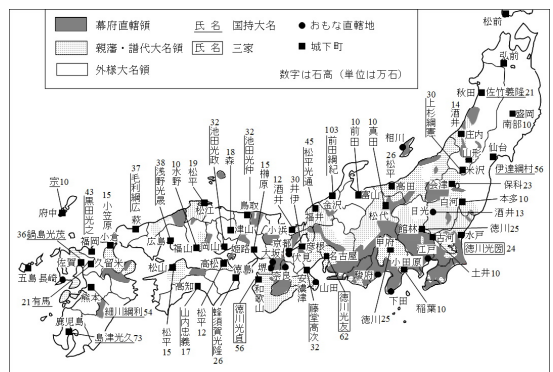
ex. 貝原益軒『女大学』（女性には「三従の教え」が美德と説く）

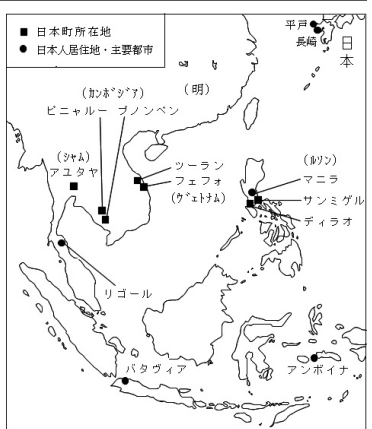
★幼いときは父に、嫁いでは夫に、夫が死んだ後は子に従えという教え

②三行半（離縁状・離別別状）（夫が妻に交付する文書→再婚許可の確認にもなる）

③縁切寺（駆込寺・駆入寺） ex. 東慶寺（鎌倉）・満徳寺（上野世良田）

離縁状を渡さない夫に対して、女性が3年間尼として在寺すると離婚の権利を与える寺



鎖 国 政 策	禁 教 政 策 ・ 貿 易
家康 (1600～1605) 1600年 リーフデ号 (オランダ船) が豊後国臼杵に漂着 オランダ人のヤン＝ヨーステン (日本名＝<u>耶揚子</u>) イギリス人のウィリアム＝アダムズ (日本名＝<u>三浦按針</u>) ★のち、2名は徳川家康の外交顧問となる 中国 → 生糸 → <u>ポルトガル</u> → 生糸 → <u>長崎</u> =海禁政策 (中国版鎖国) ポルトガル商人が値段を吊り上げ → 糸割符仲間が値段を決定して 一括購入 → 他の商人に分配 (割符)	1604年 <u>糸割符制度</u> (1631年に中国, 1641年にオランダにも適用) <u>ポルトガル</u>商人による<u>白糸</u> (中国産生糸) の利益独占を抑制するため、 幕府の直轄都市の有力商人に<u>糸割符仲間</u> (同業者組合) を組織させ、 国内市価の安定のために<u>長崎</u>で生糸を一括購入して、仲間全員に分配 ★糸割符仲間＝<u>長崎</u>・<u>堺</u>・<u>京都</u> (→のち<u>江戸</u>・<u>大坂</u>＝<u>五カ所商人</u>) はじめ、幕府は貿易のため<u>キリスト教</u>を黙認していたが、 新教国の来航により、<u>キリスト教</u>の弾圧に乗り出した
秀忠 (1605～1623) 1609年 オランダが<u>平戸</u>にオランダ商館設立 オランダ東インド会社 (根拠地＝<u>バタヴィア</u>) が設立 1613年 イギリスが<u>平戸</u>にイギリス商館設立 イギリス東インド会社 (根拠地＝<u>カルカット</u>など) が設立 1616年 外国船 (中国船を除く) の来航を<u>平戸</u>・<u>長崎</u>に限定 1623年 <u>イギリス</u>が平戸の商館を閉鎖 (=イギリス退去) <u>アンボyna事件</u> (オランダとの貿易競争) に敗れたため撤退 [イスパニアとの交渉 (<u>サン＝フェリペ</u>号事件後に関係断絶)] 1609年 <u>ドン＝ロドリゴ</u> [前ルソン総督] が上総に漂着 メキシコの銀採掘の最新技術を導入したかった 1610年 <u>田中勝介</u> (京都の商人) の貿易要請 <u>徳川家康</u>が<u>ノビспан</u> (イスパニア領メキシコ) に派遣 →翌年帰国するが交渉失敗 (答礼使<u>ビスカイノ</u>が来日) 1613年 <u>支倉常長</u> (仙台藩士) の貿易要請 (<u>慶長遣欧使節</u>) <u>伊達政宗</u> (仙台藩主) がイスパニアに派遣→交渉失敗 →既に幕府の禁教令(1612)がバレーていたため	1612年 <u>禁教令</u> (キリスト教の信仰を禁じる) 天領 (直轄領) 内で実施→翌年の1613年には全国的に実施 1614年 <u>キリシタン</u>国外追放 (300名ほど) 改宗を拒否した<u>高山右近</u> (キリシタン大名) を<u>マニラ</u>に追放 1622年 <u>元和の大殉教</u> (長崎で55名の宣教師・信徒を処刑) →鎖国政策の第一段階 (鎖国政策を行う理由) > ①キリスト教の禁止 (幕府よりも宗教を優先させるから) ②幕府による貿易利益の独占 (西国大名の抑制) [日本人の海外進出 (秀吉政権時から活発化)] ①<u>朱印船貿易</u> (朱印船による南方貿易) <u>朱印状</u> (将軍が発行する海外渡航許可状) をもつ<u>朱印船</u>が渡航 →主に日明の両国商人が東南アジアなどに出向く<u>出会貿易</u>を行う ex. <u>呂宋</u> (現在のフィリピン)・<u>暹羅</u> (現在のタイ) <u>安南</u> (現在のベトナム)・カンボジア・マカオ ★明の<u>海禁政策</u>により、明では貿易できないから ②<u>朱印船貿易家</u> ★商人以外にも九州の大名も参加 <u>角倉了以</u>・<u>茶屋四郎次郎</u> (京都) <u>末吉孫左衛門</u> (摂津)・<u>末次平蔵</u> (長崎) ③<u>朱印船貿易の輸出入品</u> 輸出品＝<u>銀</u>・<u>銅</u>・<u>鉄</u> ★銀の輸出額＝世界の産出額の3分の1 輸入品＝<u>生糸</u>・<u>絹織物</u>・<u>綿織物</u>・<u>砂糖</u>・<u>鹿皮</u>・<u>鮫皮</u> ④<u>日本町</u> (東南アジア各地に形成された自治制の日本人居住地) ex. <u>アユタヤ</u> (タイ)・<u>プノンペン</u>・<u>ピニャルー</u> (カンボジア) <u>マニラ</u> (フィリピン)・<u>ツララン</u>・<u>フェフォ</u> (ベトナム) ★<u>山田長政</u> (シャム(タイ)の首都<u>アユタヤ</u>日本町の長) →シャム王朝に仕え、のち<u>六昆</u> (リゴール) 太守に就任
家光 (1623～1651) 1624年 <u>イスパニア</u>船の来航を禁止 1631年 <u>奉書船</u>制度開始 海外渡航には、朱印状に加え<u>老中</u>の発行する<u>奉書</u>も必要とする ★糸割符制度を中国 (明→のち清) にも適用 (1631) 朱印状の偽造や密入国を防ぐため、朱印船の統制を強化 1633年 <u>鎖国令①</u> (<u>奉書船</u>以外の日本船の海外渡航を禁止) 1635年 <u>鎖国令③</u> (日本人の海外渡航・海外在住の日本人の帰国を禁止) 1636年 <u>鎖国令④</u> (<u>ポルトガル</u>船の子孫を追放) 1637年 <u>島原の乱</u> (<u>益田</u> (天草四郎) 時貞を首領に<u>原城跡</u>に籠った農民一揆) <u>松倉氏</u> (島原城主)・<u>寺沢氏</u> (天草城主) の王政が原因 島原・天草は元々キリシタン大名の<u>有馬晴信</u>・<u>小西行長</u>の領地 →<u>松平信綱</u> [老中] が鎮圧 (→鎮圧にあたった<u>板倉重昌</u>が戦死) ↳「知恵伊豆」と呼ばれ、家光の政治を補佐 1639年 <u>鎖国令⑤</u> (<u>ポルトガル</u>船 (かれうた) の来航を禁止) 1641年 オランダ商館を平戸から<u>長崎</u>の<u>出島</u>に移す <u>オランダ商館長</u> (<u>カビタン</u>) は毎年江戸に参府し将軍に拜謁 →<u>オランダ風説書</u> (幕府に提出する海外事情報告書) を提出 ★糸割符制度をオランダにも適用 (1641) 長崎出島オランダ商館の<u>ドイツ</u>人医師<u>ケンペル</u>は帰国後に『<u>日本誌</u>』を著した。後にその一部を長崎通詞の<u>志保忠雄</u>が和訳し『<u>鎖国論</u>』と題した。	

南蛮人 (ポルトガル・イスパニア) → カトリック (旧教) …… 貿易と布教は切り離せない

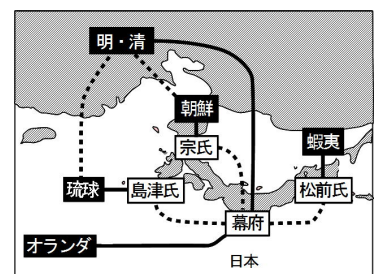
紅毛人 (オランダ・イギリス) → プロテスタント (新教) …… 貿易と布教は切り離せる

[B] 長崎貿易

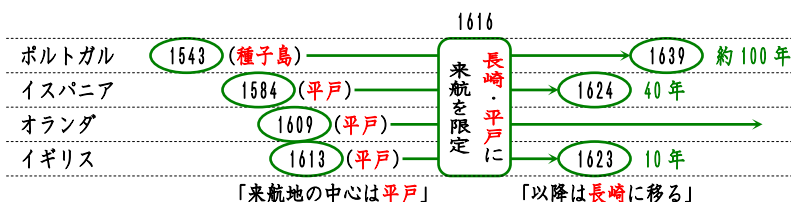
鎖 国 政 策		貿 易 相 手 国
家 綱 網 吉 (家 宣) ↓ 家 継	1655年 <u>糸割符制度廃止</u> → 相対自由貿易 (売手と買手による当事者間の直接売買)	[長崎貿易 (長崎奉行の監視の下, 貿易は幕府が独占)] ① オランダ (1581年に <u>イスパニア</u> から独立) ② 明 (漢民族の王朝) → 清 (満州民族の王朝) 輸出品 = <u>銀・銅・海産物 (俵物)</u> 輸入品 = <u>生糸・絹織物・書籍 (中国産)</u> 綿織物・毛織物 (ヨーロッパ産) 砂糖・蘇木・香木・皮類 (南洋産) 長崎貿易の輸出入品は朱印船貿易と同じ
	1685年 <u>糸割符制度復活</u> → <u>定高 (貿易) 仕法</u> (長崎貿易の取引額に限度額を設定) 年間貿易額を制限 (清船=6000貫目・オランダ船=3000貫目)	
	1688年 清船の来航を年間 70 隻に制限 → <u>唐人屋敷</u> (長崎に設けられた中国人の居住地) を設置 貿易額を制限したため密貿易を行う中国人が増加したので、オランダ人の出島のように中国人を長崎の唐人屋敷に収容	
	1715年 <u>海船互市新例</u> (長崎新令 (例)・正徳新令 (例)) 金銀の流出を抑えるため, 隻数・貿易額を制限 → 清 船=年間 30 隻・銀高 6000 貫目 } 銀の流出を抑えるため → オランダ 船=年間 2 隻・銀高 3000 貫目 } 一部は銅で支払う → 以降は <u>俵物 (いりこ・ほしあわび・ふかのひれ)</u> の輸出を奨励 ↳ その後, 銅での支払いもきつなくなったため	 [長崎の出島]

<u>朝鮮</u> 国交は回復したが 幕府との直接貿易には至らず → 貿易は対馬の宗氏が行う	1607年 <u>回答兼刷還使</u> (国書への返答と朝鮮人捕虜の返還を目的に来日) → <u>朝鮮通信使</u> (捕虜の返還が終了した 4 回目以降の名称) ★ 將軍の代替わりごとに 12 回来日 (1811 年の対馬での家斉祝賀が最後) 1609年 <u>己酉約条 (慶長条約)</u> (対馬の宗氏と朝鮮の間に結ばれる) 釜山に倭館を設置し, 対馬からの蔵道船を年間 20 隻に限定 ★ 雨森芳洲 (対馬藩に仕え, 朝鮮との外交を担当) 貿易船のこと	朝鮮出兵後, 対馬藩の努力で 幕府と朝鮮の間で国交回復 → 幕府は貿易権を対馬藩に任せる
<u>琉球</u> 薩摩藩と清の二重支配	1609年 <u>島津家久</u> (薩摩藩主) が琉球征服 (琉球国王=尚寧) → <u>琉球は薩摩藩と清の二重支配を受ける</u> 以後, 琉球は慶賀使 (將軍の代替わり)・謝恩使 (国王の代替わり) を派遣 二日清兩属体制	
<u>蝦夷地</u> 松前氏 (もと蠣崎氏) と 蝦夷地のアイヌとの交易	1604年 <u>松前氏</u> に黒印状を与える (家康が松前氏にアイヌ交易の独占権を保証) → <u>商場知行制</u> (商場におけるアイヌとの交易権を家臣に知行として与える) 松前藩では米がとれないので, 給与としてアイヌとの交易権を家臣に与える 1669年 <u>シャクシャインの戦い</u> (商場知行制による不正交易にアイヌが反発→津軽藩の協力を得て鎮圧) → <u>場所請負制</u> (商場におけるアイヌとの交易を和商人に請け負わせ, 運上金を納めさせる) 1789年 <u>クナシリ・メナシの蜂起</u> (場所請負制による和商人の酷使にアイヌが蜂起→松前藩が鎮圧)	

	国名	国 交	貿 易	4 つの口
<u>通商国</u>	<u>オランダ</u>	× (公式使節はなし)	○ (幕府が貿易)	長崎口
	<u>清</u>	× (公式使節はなし)	○ (幕府が貿易)	長崎口
<u>通信国</u>	<u>朝鮮</u>	○ (朝鮮通信使が来日)	× (対馬藩が貿易)	対馬口
	<u>琉球</u>	○ (慶賀使・謝恩使が来日)	× (薩摩藩が貿易)	薩摩口
	<u>アイヌ</u>		× (松前藩が貿易)	松前口



[NOTE]



重 要 事 項		政 治 政 策	
松平信綱 (老中) ・保科正之 (会津藩主) 下馬將軍とよばれた 堀田正徳 (天老) 吉 柳沢吉保 (側用人) 家宣 侍講・間部詮房 (側用人)	1651 年 徳川家綱が 4 代將軍に就任 (→徳川家光死去) ↓ [社会問題] ①牢人 (主家を失った武士) の増加 (約 50 万人) ②かぶき者 (異様な振舞いや風体をした無頼の徒) ↓ 1651 年 慶安の変 (由井 (比) 正雪の乱) 由井正雪 (兵学者) ・丸橋忠弥 (槍の達人) らが幕府転覆を計画 1652 年 承応の変 (別木 (戸次) 左衛門らが老中襲撃を計画) 寛文の二大美事 ↓ 1657 年 明暦の大火 (「振袖火事」と呼ばれる) 江戸の約 6 割が焼失→莫大な江戸再建費用がかかる ★犠牲者の供養のため回向院を設立 ★儀礼の重視 ex. 大嘗祭の再興 (1687) ・賀茂祭の再興 (1694) →赤穂事件 (1702 年に浅野長矩の旧臣が高家の吉良義央を襲撃) →綱吉による將軍独裁政治へ (侍講 (將軍家庭教師) = 木下順庵) →將軍台老中の連絡係として側用人を設置 (將軍の側近) 前半 = 牧野成貞 → 後半 = 柳沢吉保 (のち天老格) ↓ [幕府の財政窮乏] ①明暦の大火 (1657) の復興費 ②金銀産出量の減少 ③寺社造営費の増大 ④富士山大噴火 (1707) ↓ 1695 年 元禄の貨幣改鑄 (慶長小判を改鑄して元禄小判を発行) 建議 = 荻原重秀 (勘定吟味役 → のち勘定奉行) 小判の金含有量を減らし、差額利益 (出目) を収入とする →幕府の財政は補われたが貨幣の価値が下落したため物価高騰 500 万兩の利益 インフレーション ↓ 1710 年 宝永の貨幣改鑄 (宝永小判を発行) by 荻原重秀 (のち罷免) ★宝永小判は乾字金 (裏面に「乾」の極印がある) ともいう ↓ 1714 年 正徳の貨幣改鑄 (正徳小判を発行) by 新井白石 1715 年 海船互市新例 (金銀の流出抑制のため、長崎貿易を制限) →清 船 = 年間 30 隻・銀高 6000 貫目 } 銀の流出抑制のため わが船 = 年間 2 隻・銀高 3000 貫目 } 一部は銅で支払う →★以降は、倭物 (いりこ・ほしあわび・ふかのひれ) の輸出を奨励	家康 ~ 家光 = 武断政治 (武力で威圧する政治) ↓ →大名の改易により牢人が多数発生 家綱 ~ 家継 = 文治政治 (慶安の変を契機に転換) ★儒教 (朱子学) に基づき、徳によって人民を治める ↓ [文治政治 (儒教的徳治主義による政治)] ①末期養子の禁の緩和 (1651) 従来は死ぬ直前 (末期) に養子をとることを禁止していたが、 17 歳以上 50 歳未満の大名には末期養子をとることを認めた 跡継ぎの断絶が大名改易の最大の原因だったから ②殉死の禁止 (主君の死の後を追う家臣らの自殺を禁止) ③証人 (人質) の廃止 (大名の重臣の子弟の人質を廃止) [諸藩の文治政治 (諸藩も儒学を奨励)] 保科正之 (会津藩主) = 山崎闇斎 (朱子学者) 前田綱紀 (加賀藩主) = 木下順庵 (朱子学者) 徳川光圀 (水戸藩主) = 朱 舜水 (明の儒者) 江戸藩邸に設立した彰考館で『大日本史』の編纂を開始 池田光政 (岡山藩主) = 熊沢蕃山 (陽明学者) 藩校 (藩学) = 花井塾・郷校 (郷学) = 閑谷学校を設立 ↳ 藩士教育学校 ↳ 庶民教育学校 [天和の治 (綱吉の治世)] ①武家諸法度 (天和令) 「文武弓馬の道」→「文武忠孝を励し、礼儀を正すべき事」 ②湯島聖堂 (孔子廟 = 孔子を祀る建物) を建立 ★林羅山が上野忍ヶ岡の弘文館内に設けた聖堂を湯島に移築 →林信篤 (鳳岡) (聖堂学問所の初代大学頭に任じられる) ③造営 = 護国寺 (母桂昌院の願い) ・護国寺院 (のち焼失) ④改築 = 寛永寺 (上野・天台宗) ・増上寺 (芝・浄土宗) ⑤服忌令 (親族が死んだ際の服喪や忌引をする日数を定める) ⑥生類憐みの令 (極端な動物愛護令) ★犬公方 = 徳川綱吉 ⑦歌学方 = 北村季吟 (注釈書『源氏物語湖月抄』を著す) ⑧天文方 = 安井算哲 (渋川春海) ★従来の宣明暦に代わり、元の授時暦を参考に貞享暦を作成 [正徳の治 (家宣・家継の治世)] ①生類憐みの令廃止 ②閑院宮家 (伏見宮・有栖川宮・京極宮 (桂宮) に加えて創設) ③朝鮮通信使の待遇簡素化 (経費を節約する) 將軍の権威を示すため、朝鮮国書に記す將軍の称号を 「日本国大君殿下」→「日本国王」に改めさせる →吉宗の時に「日本国大君」に戻される ④新井白石の著書 (文化史へ) 白石の自叙伝 『西洋紀聞』『采覧異言』『折たく柴の記』 『読史余論』『古史通』『藩翰譜』『東雅』	

儒教の重視

仏教の保護

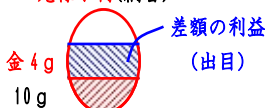
学問の奨励

慶長小判(家康)

元禄小判(綱吉)

宝永小判(家宣)

正徳小判(家継)



[勸農政策の推進 (寛永の飢饉(1641~1642)が契機)]

①用水路の開削

箱根用水 (芦ノ湖から富士山麓の深良村へ引いた用水路)
 見沼代用水 (利根川から引いた用水路→勘定方の伊沢弥惣兵衛が完成)
 玉川上水 (1654)・神田上水 (1590or1653) (江戸に引いた飲料用上水)

②新田開発 ★鎌下年季 (新田開発をした場合、一定期間年貢を減免)

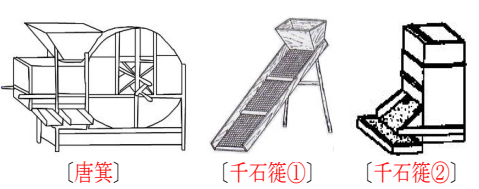
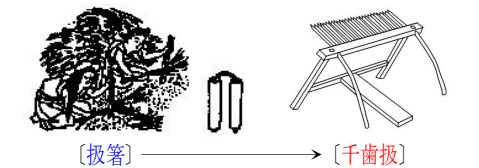
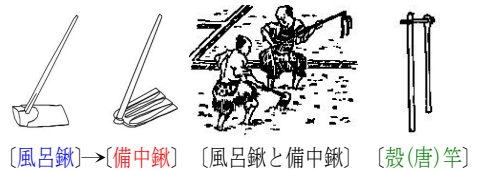
代官見立新田 (代官が開発可能な土地を見出し、その主導で開発した新田)
 町人請負新田 (有力な商人が幕府や藩から請け負い、自らの資本で開発した新田)
 紫雲寺湯新田 (越後国)・鴻池新田 (河内国)・川口新田 (摂津国)

③耕地面積の拡大

約 160 万町歩 (江戸時代初期) → 約 300 万町歩 (18 世紀初期) 約 2 倍に up

[農業技術の改良]

	江戸初期	江戸中期～後期
耕作具	風呂鍬	備中鍬 深耕が容易になった
脱穀具	扱箸	千歯扱 穀 竿 (短い竿の部分を回転させて打つ)
選別具	室町期に 中国から伝来	唐箕 (風力を利用して玄米と粳穀などを選別) 千石筵 (金網の上に流して、穀粒の大小を選別)
揚水具	龍骨車 投釣瓶	踏車 (足で踏んで水を汲み上げる小型水車)
商品作物	四木三草 (民間必需の商品作物) 四木 = 楮 (紙の原料) 桑 (葉は蚕の食用) 漆 (特産地=会津) 茶 (特産地=駿河・山城宇治) 三草 = 紅花 (特産地=出羽) 藍 (特産地=阿波) 麻 その他 = 蘭草 (備後)・木綿 (河内・三河・尾張) 煙草 (薩摩)・菜種 (摂津・河内・近江) 灯油原料	製紙 漆器 陶磁器 麻織物 綿織物 絹織物 清酒 醤油
肥料	金肥 (購入肥料) 刈藪や草木灰と共に利用 油粕 (菜種や綿実などから油を搾った粕) 干鰯 (鰯や鰯を干しにしたもの) 生産地=九十九里浜 粕 (鰯や鰯などから油を搾りとった残り粕)	
農書	土居清良『清良記』(日本最古の農書) 明の『農政全書』(徐光啓)を参考 (元禄期) 宮崎安貞『農業全書』(日本最初の体系的農書) 総合的農書 (享保期) 田中兵衛『民間省要』(吉宗に献上した意見書) → P 48 へ (文政期) 大蔵永常『農具便利論』(農具の図とその用法を紹介) (安政期) 『広益国産考』(商品作物の栽培を奨励) (天保期) 佐藤信淵『農政本論』(農政の心得を述べる) + 『経済要録』 『会津農書』(佐瀬与次右衛門) 東北地方 『耕稼春秋』(土屋又三郎) 北陸地方 『百姓伝記』(作者未詳) 東海地方 『老農夜話』(中台芳昌) 農具の使い方	
農政家 (幕末)	二宮尊徳 (相模・下野国などで荒蕪した農村の復興を指導) ★報徳仕法 (勤勞・節約を説く事業法) に基づき、各地に報徳社結成 大原幽学 (下総国香取郡長部村で指導→のち幕府の嫌疑を受け自殺)	



[手工業]

2人組で桶を投げる

鳥の子紙・奉書紙 (越前)
 杉原紙 (播磨)・美濃紙 (美濃)
 輪島塗 (能登)・春慶塗 (能代)・飛騨
 会津塗 (会津)・南部塗 (盛岡)
 有田焼 (肥前) → 九谷焼 (加賀)
 京焼 (山城) ★京焼は野々村仁清が創始 } 文化史へ
 奈良晒・越後 (小千谷) 縮・薩摩上布
 有松絞 (尾張)・小倉織・久留米紬
 ★綿織物の機織具 = 地機 (いざり機)
 絹織物 西陣 (山城) → 桐生 (上野)・足利 (下野)
 ★絹織物の機織具 = 高機
 清酒 伊丹・池田 (摂津) → 灘 (摂津)
 醤油 竜野 (播磨) → 野田・銚子 (下総)

[生産形態の変化]

17 世紀 農村家内工業
 農業の合間の副業として生産を行なう
 18 世紀 問屋制家内工業
 問屋が資金や原料を前貸しし、生産品を買い取る
 19 世紀 工場制手工業 (マニュファクチュア)
 労働者を工場に集め、分業と協業により生産を行う
 ★在郷商人 (農村内にいる商人) の成長

[マニュファクチュアによる特産品生産地帯]

酒造業 (伊丹・池田・灘) → 酒造業では 17 世紀から始まる
 綿織物 (大坂周辺・尾張)・絹織物 (京都西陣・桐生・足利)

諸産業	漁業	上方漁法の普及 (地曳網や船曳網など各種の網を用いた漁法) 上方=大坂・京都 → 九十九里浜 (上総) の 地曳網 による 鰯漁 ★ 網元 (網漁業経営者)・網子 (零細漁民) → 松前 (蝦夷地) の 鰯・昆布漁 → 干鰯 (鰯や鰯を日干しにしたもの) → 粕 (鰯や鰯などから油を搾りとった残り粕)
	製塩業	中世= 揚浜法 (浜辺で海水を人力で汲みあげて、砂地にまいて水分を蒸発させる) 近世= 入浜法 (潮の干満の差を利用して、海水を砂地に導入し水分を蒸発させる) → 入浜式塩田=瀬戸内地方 中心 (赤穂)
	林業	木曽檜 秋田杉・吉野杉
	鉱山業	幕府直営 金山=佐渡相川 (新潟県)・伊豆 (静岡県)・甲斐 (山梨県) 银山=但馬生野 (兵庫県)・石見大森 (島根県) 銅山=下野足尾 (栃木県) 長崎貿易での銀→銅の輸出をまかなう 藩・民間経営 秋田藩=出羽院内银山・出羽阿仁銅山 住友家=伊予別子銅山 南部藩=陸奥釜石鉄山 (日本最初の鉱山) ★出雲地方では砂鉄を原料とする「たたら製鉄」が行われた→玉鋼 (日本刀の原料) を製造 [金・銀の精錬技術] 灰吹法→アマルガム法 灰を用いる 水銀を用いる

陸上交通

五街道(起点=江戸日本橋) ★支配=道中奉行

★脇街道 (五街道以外の補助的な街道) ex. 北国街道・中国街道

五街道	宿駅	問屋場	関所
東海道	53 宿	100 人 100 疋	箱根関・新居関
中山道	67 宿	50 人 50 疋	碓氷関・木曾福島関
甲州道中	44 宿	25 人 25 疋	小仏関
日光道中	24 宿	25 人 25 疋	栗橋関
奥州道中	27 宿	25 人 25 疋	栗橋関

図解NOTE [宿駅]

[街道]

① 一里塚 (4kmごとに目印として塚を築き榎や松を植える)

② 宿駅(宿場) (2~3里ごとに設置された集落)

問屋場 (公営の人足と伝馬の継立てを行う施設)

人馬は伝馬役 (問屋場に人馬を提供する農民の夫役) で徴発

→不足の際は助郷役 (宿駅周辺の村のみにかかる夫役) で補充

継飛脚 (幕府の文書や荷物を運ぶ公用の飛脚)

★大名飛脚 (大名が設置→藩邸と国元の通信にあたる)

町飛脚 (民間が経営→三都の商人が事業を開始)

三度飛脚 (月に3度往復)・定六 (東海道を6日で走る)

本陣・脇本陣 (大名らの宿泊施設)

旅籠 (庶民の宿泊施設)・木賃宿 (安価な自炊宿)

③ 関所 (治安維持を目的に各所に設置)

「入鉄砲に出女」を監視 (一通行時には関所手形が必要)

↳ 鉄砲の江戸流入と大名の妻女の国元への逃亡

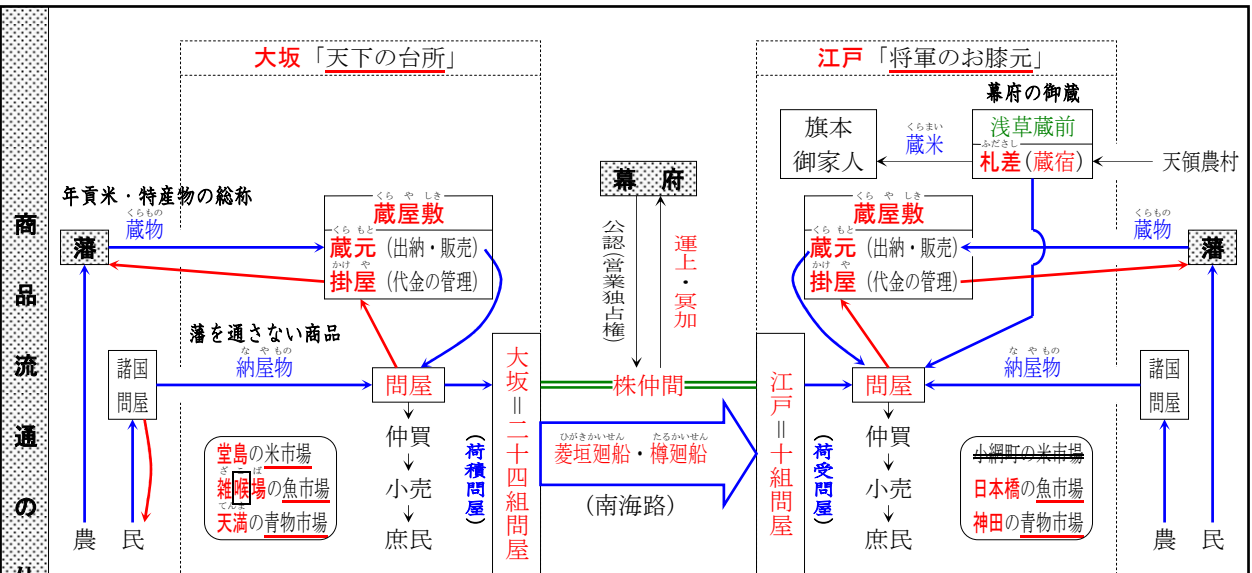
④ 渡し (河川において歩行や渡船で人馬や荷物を渡す)

大井川 (川越人足の徒渡)・富士川・天竜川 (水主人足の船渡)

歩くか担いでもらって渡る 船で渡る

水上交通	① 南海路 (大坂~江戸) → 菱垣廻船・樽廻船 が就航 (もとは酒荷専用) ★18世紀以降は小型で船足が早い樽廻船が圧倒 ② 東廻り航路(海運) (東北日本海沿岸~津軽海峡~江戸) ③ 西廻り航路(海運) (東北日本海沿岸~下関~大坂) →西廻り航路は北前船が就航 ↓ [海運・河川(水路)の整備] ① 河村瑞賢 (淀川治水のため安治川を開削) 東廻り航路(海運) (1671)・西廻り航路(海運) (1672)を整備 ② 角倉了以 (淀川に通じる高瀬川を開削→高瀬船が運送) 富士川・天竜川・保津川(大堰川)・加茂川を改修	

→「物」の移動過程
→「金」の移動過程



[補足説明]

- ① **蔵物** (諸藩の蔵屋敷に集められた年貢米・特産物の総称)
- ② **蔵屋敷** (諸藩が設けた倉庫兼取引所/大坂中之島に多い)
- ③ **蔵元** (蔵屋敷で蔵物の出納・売却にあたる商人)
- ④ **掛屋** (蔵屋敷で売却代金の保管・藩への送金にあたる商人)
- ⑤ **納屋物** (蔵物に対し、生産者から直接に商人の手で流通した商品)
- ⑥ **問屋** (生産者・荷主と仲買・小売商人の取引を仲介する商人)
- ⑦ **札差** (旗本・御家人の代理として蔵米の受取・売却にあたる商人)
- ⑧ **蔵米** (浅草蔵前にあった御蔵に納められる年貢米)

[株仲間の変遷]

商工業者が営業権の独占をはかるため結成した同業者組合のことを**仲間** (商工業者の同業組合) という。当初幕府は仲間を結成することを認めていなかったが、18世紀以降になると、物価調節や商工業統制のため、**莫加・運上** という営業税を納めることを条件に仲間を公認するようになった。この幕府から認められた営業の独占権を**株**と呼び、その公認された仲間を**株仲間**という。

江戸初期=禁止
元禄期=黙認
享保期=公認
田沼時代=奨励
天保期=解散
嘉永期=再興
明治期=解体

貨幣・金融

- ① **三貨** (金貨・銀貨・銭貨の貨幣製造権を幕府が独占)

三貨	貨幣単位	铸造所	铸造貨幣
金貨 (計数貨幣) 枚数で計る	両・分・朱 (1両=4分=16朱の4進法)	金座 in 江戸・京都 (管轄=後藤三郎)	大判・小判
銀貨 (秤量貨幣) 重さで計る	貫・匁 (1貫=1000匁)	銀座 in 伏見・駿府 (管轄=大黒常是)	丁銀・豆板銀 (1601)
銭貨 (計数貨幣) 枚数で計る	貫・文 (1貫=1000文)	銭座 in 江戸・京都 (民間請負)	寛永通宝 (1636)
★三貨の交換比率 1609年=金1両=銀50匁=銭4貫 →1700年=金1両=銀60匁→銀安となった			

東日本=伊豆・甲斐の金山が多い→**金遣い**

西日本=石見大森・但馬生野の銀山が多い→**銀遣い**

江戸=**金遣い** (金での取引が主流)

大坂=**銀遣い** (銀での取引が主流)

[両替商 (金銀銭三貨の交換)]

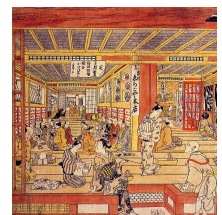
銭両替 (両替のみ)
本両替 (両替・為替・貸付業務など)
江戸=三井・三谷・鹿島
大坂=天王寺・平野・鴻池
→十人両替 (両替仲間を支配)

- ② **藩札** (藩が発行した領内のみ通用する紙幣)
→越前(福井)藩が最初に発行 (1661)

豪商 (元禄期に三都の繁栄を背景に出現した豪商) in 江戸

- ① **三井家** (伊勢松坂出身の呉服商→両替商)
三井高利→**越後屋** (江戸に開いた呉服店)
「現金かけ値なし」と切売り商法で繁盛
三井高房→『町人考見録』
大名貸を控えることを家訓とした
- ② **紀伊国屋文左衛門** (紀伊国熊野出身でみかんで成功→材木商)
- ③ **奈良屋茂左衛門** (初代が日光東照宮修理で富を得た材木商)

- in 大坂
- ④ **鴻池家** (摂津伊丹出身の酒造業→両替商)
善右衛門 (3代目) で発展
★新田開発=鴻池新田 (町人請負新田)
 - ⑤ **住友家 (泉屋)** (伊予国別子銅山の経営)
★南蛮吹 (銀と銅を分離する) を導入
 - ⑥ **淀屋辰五郎** (大坂の蔵元)
★贅沢を理由に幕府に全家財没収

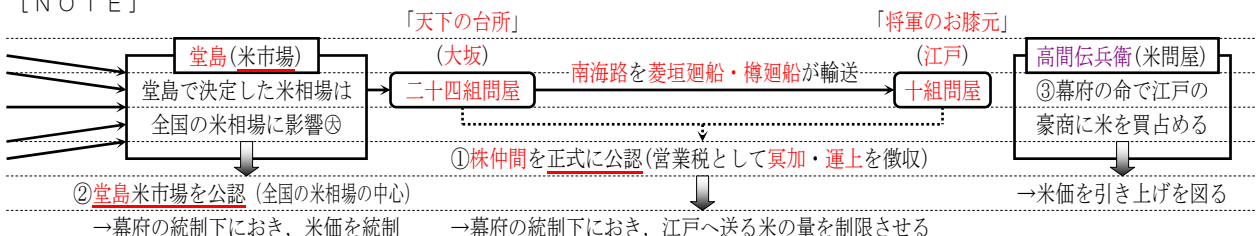


[越後屋呉服店]

[A] 享保の改革 (1716~1745)

	[享保の改革の特徴]		[機構整備]	
	徳川吉宗 (紀伊藩主→8代将軍) ★「 <u>米将軍</u> 」と呼ばれる		①勝手掛老中 (財政専門の老中) = 松平乗邑	
	①復古的理想主義「諸事権現様 (徳川家康) の御定め通り」家康様の時代へ戻そう		②勘定奉行 (幕領の財政と訴訟を担当する職) の分離	
	②武家諸法度 (綱吉時の「天和令」を踏襲)		→勝手方 (幕領の財政担当) ・ 公事方 (訴訟担当)	
	③将軍による専制政治 (→側用人による側近政治を廃止)		★神尾春央 (松平乗邑) の下で年貢増徴策を推進した勘定奉行	
	★侍講 = 室鳩巢『六諭衍義大意』 (民衆教化書→寺子屋の手習い本などの庶民教育に用いられる) ※寺子屋では『実語教』・『童子教』・cf. 荻生徂徠『政談』 (吉宗の諮問に答えた幕政改革案→貨幣経済の浸透抑制と武士の土着を説く) 『庭訓往来』などを教科書として使用			
	政治 (財政再建)		経済 ・ 社会政策	
増収政策	①上 (げ) 米 (の制) (1722～1731) 各大名に、石高1万石につき100石の米を献上させる (米 = 八木) →代償として参勤交代の江戸在住を1年から半年に軽減する ★のち、幕府の財政が安定したため廃止 (参勤交代も旧に戻した) ②新田開発の奨励 (日本橋に新田開発の高札を立てて呼びかける) →町人請負新田 = 紫雲寺・湯新田 (越後国) 新潟県 町人の資本で開発された新田 ③年貢増徴策 (→1744年には幕府史上最大の年貢取納率38%に上昇) 税率 = 四公六民 → 五公五民 徴税法 = 検見法 → 定免法 (代官の不正防止) (豊凶に応じて税率を決定) (豊凶に関らず税率は一定) さつまいも、くさとうきび、蠟の原料 ④商品作物の奨励 (甘藷・甘蔗・朝鮮人参・檀などの栽培を奨励) ↓ 青木昆陽 = 『蕃考』・『甘藷記』 甘藷先生と呼ばれる ⑤実学 (日常生活に役立つ学問) の奨励 漢訳洋書 (中国語に翻訳された洋書) の輸入制限の緩和 →青木昆陽・野呂元文にオランダ語の学習を命じる		①株仲間 (商工業者の同業組合) を公認 (1721) ↓ 物価調節・商業統制を目的に株仲間を結成させる →幕府の統制下におき、江戸への廻米の量を制限する ②大坂堂島の米市場を公認 (1730) ↓ 全国の米相場の中心である堂島を公認し、米価を統制する →高間伝兵衛に米を買占めさせ、米価を引き上げ but! 享保の飢饉 (→1732年にいなか・うんかが大発生) →江戸の打ちこわし (高間伝兵衛の米問屋が襲撃される) ③元文の貨幣改鋳 (1736) ↓ 米価低迷が続いたため、悪銭を発行して米価引き上げをはかる →享保小判 (良銭) を改鋳し元文小判 (悪銭) を発行 結論 = 豊作・凶作で変動する米価を維持するのは無理 →回収して鋳造した小判を全て流通させることで物価安定	
			④質流し (れ) 禁令 (1722) ↓ 質流し (質流れ) による田畑が売買されるのを禁止し、すでに質流れされた土地も元金を返済すれば取り戻すことができる →質地騒動 (越後高田・出羽長瀬) が起きたため、翌年撤回 →農民が徳政令と勘違いして暴動 = 質流れを黙認する結果となる	
支出抑制政策	①儉約令 (質素儉約をうながし贅沢を禁じる) ②足高の制 (1722) →石高にこだわらずに人材登用ができる 役職高を定め、基準高に達しない者に在職中のみ不足分を支給する ↓ ＜町奉行＞ 大岡忠相 = 石高1920石 + 1080石 ↓ 就任基準となる石高 (役高) を決定 = 3000石以上 ↓ 不足分を幕府が負担 →やめたら元に戻す [人材登用] 編集 + 設置 大岡忠相 (旗本→江戸町奉行→寺社奉行) 神尾春央 (旗本→勘定奉行) 著者は本多利明 「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほど出るものなり」 (in『西域物語』) 田中丘隅 (名主→代官)『民間省要』 (吉宗に献上した農政意見書)		①相対済し令 (1719～22) = 相対 ↓ 金公事 (金銭貸借に関する訴訟) は受け付けず、当事者間で解決させる→but のち、武士の踏み倒しが多発したため廃止 ②公事方御定書を制定 (1742) ↓ 裁判や刑罰の基準を定めた基本法典 →上巻と下巻に分かれる (下巻は『御定書百箇条』ともいう) ③御触書寛保集成を編纂 (1744) ↓ 幕府開設以来の単行法令を集めた法令集 ④町火消 (町奉行監督下の「いろは47組」に編成した消防組織) ↓ 従来の定火消 (幕府) ・大名火消 (大名) に加えて設置 ⑤目安箱 (評定所前に設置した投書箱で、将軍自ら箱を開ける) ↓ 小石川薬園内に小石川養生所 (無料診療所) を設置	

[NOTE]



家重

〔田沼政治の特徴〕

田沼意次 (徳川家重 [9代将軍] の小姓→側用人→老中)

① **重商主義** (貨幣(商品)経済を助長→商業資本を利用して財政再建)

② **賄賂政治の横行** (→不評を買う)

＜江戸＝金貨(計数貨幣)・大坂＝銀貨(秤量貨幣)の交換比率＞

① 1609年～金貨1両(1両＝4分＝16朱)＝銀貨50匁

② 1700年～金貨1両(1両＝4分＝16朱)＝銀貨60匁

明和五匁銀→5匁×12枚で60匁＝金1両

南鐐二朱銀→2朱×8枚で16朱＝金1両

家治

① 新田開発 (商人の資本を導入)

印旛沼・手賀沼 (下総) の干拓 (→利根川の大洪水で失敗)

② **株仲間** (商工業者の同業組合) の奨励(積極的公認)

→ **冥加・運上** (商工業者の上納金) の徴収

③ 特定商品の**専売制** (幕府直営の座を設置し、特定商人に組織させる)

銅座・鉄座・真鍮座・朝鮮人参座を設置(幕府しか売れない商品)

④ 金銀通貨の一本化 (金貨の単位の計数貨幣への一本化を企図)

明和五匁銀 (最初の計数貨幣銀貨) 質が悪い

南鐐二朱銀 (金貨の単位を持つ最初の計数貨幣銀貨) 質が良い

計数貨幣に一本化して江戸と大坂の取引をスムーズにする

1758年 **宝暦事件** (公家に指南した**竹内式部**を京都追放) } 尊王論者

1767年 **明和事件** 『柳子新論』を著した**山陽大式部**を処刑 } 弾圧事件

政治・外交

① 長崎貿易 (蘭・清との貿易) で日本から多くの金・銀が流出

↓ ※江戸初期から金の4分の1, 銀の4分の3が海外に流出

② 長崎貿易の貿易額を制限して、金・銀の流出を抑制しよう

↓ → **海舶互市新例(長崎新令・正徳新令)** (1715) by **新井白石**

③ 田沼意次は長崎貿易の政策を**拡大(規制緩和)**へ転換

→ 流出した金・銀を輸入するため、**銅・俵物**の輸出を伸ばす

① 長崎貿易の**拡大(規制緩和)** (金・銀の原料を確保するため)

輸入＝金・銀

輸出＝銅・俵物(いりこ・ほしあわび・ふかのひれ)

② **蝦夷地**の開拓(蝦夷地が俵物の特産地だから)

→ **最上徳内**らを蝦夷地(千島列島)に派遣

★**工藤平助**(仙台藩医) が田沼意次へ献上した『**赤蝦夷風説考**』が背景

→ ロシアの南下に対し、ロシアとの交易と蝦夷地開発の必要性を説く

1782年～**天明の飢饉** (東北地方での冷害が原因→のち全国的に拡大) + **浅間山**の噴火(1783)により長期化

1784年 **田沼意次** (若年寄) を**佐野政言** (世直し大明神と呼ばれる) が刺殺

1786年 **徳川家治** (10代将軍) 死去 (田沼意次が老中を罷免→天明の飢饉で餓死者を出さなかった**松平定信**が老中に就任)

1787年 **天明の打ちこわし** (江戸・大坂を中心とする各都市で起きた下層都市民による暴動)



(天明の飢饉 in 『凶荒図録』)

貨幣経済の浸透

① 農業生産力の向上

(1) 耕地面積の拡大 (新田開発の進展)

(2) 商品作物の栽培 (売買で貨幣に交換)

(3) 金肥の普及 (貨幣を用いて購入)

(4) 農具の改良 (貨幣を用いて購入)

↓

② 貨幣(商品)経済の浸透

村役人層(豪農) ← 土地を質入れして借金 → 本百姓層(貧農)

借金返せず土地とられる

= 質流れ(質流し)

村役人層は困窮した百姓の土地を質流れの形で集めて、地主に成長

★零細農民を年季奉公人として使う地主の経営形態を**地主手作**という

③ 本百姓の階層分化(本百姓体制の動揺)

→ **豪農** (村役人層)・**貧農** (小百姓層) に階層分化

→ (1) 豪農 (農村部に形成された**在郷町**(在方町)を拠点に、貧農を商品生産の労働者として使用するなど**商人的側面**を持つ**在郷商人**へと成長)

農村家内工業(17世紀) → **問屋制家内工業**(18世紀) → **工場制手工業**(19世紀)

→ (2) 貧農 (豪農の下で働く**水呑百姓**(小作人)に転落する者や、都市へと流入して下層町人or**無宿人**(ホームレス)となる者が現れる)

豪農(村役人)と貧農(小百姓)の対立が激化

→ **百姓一揆・村方騒動** (村役人の不正を追求) (P52参照)

都市の治安が悪化し犯罪増加・農村の人口減少により農村荒廃 → **旧里帰農令**(⑩)

→ 飢饉時に**打ちこわし**が発生 → **百姓の他国への出稼ぎが増加** → **人返しの法**(⑪) (P52参照)

〔米価安・諸色高〕

① **米価安の諸色高** (米の増産・城下町や都市の人口増加による需要増が原因)

	米	諸色(他の商品)
量	多	少
価格	安	高

② 幕府・諸藩の窮乏化(米価安により財政窮乏)

(1) 商人からの**御用金** ★**大名貸** (商人が大名に対して行う貸付)

(2) **借りあげ(借知)**・**半知** (家臣の俸禄の一部・半分を借上げる)

③ **旗本・御家人の困窮**

旗本・御家人は、幕府から支給された**蔵米**を**札差(蔵宿)**に換金してもらったが、米価安のため受け取る金額は減少→生活は困窮し、**札差(蔵宿)**から借金をする

④ 幕府・諸藩の対策 → **棄捐令**(⑫)

→ **年貢増徴**・**専売制** (幕府・諸藩が特定商品の仕入れ・販売を独占)

＜江戸時代中期以降の問題点＞

＜享保の改革による建て直し＞

- | | | |
|----------------------|-------------------------|----------------------------|
| ① 米価安の諸色高 | → ① 米価を上げるために頑張る | } どちらも失敗
→ 寛政・天保の改革でも失敗 |
| ② 本百姓の階層分化(本百姓体制の動揺) | → ② 質流れを禁止しようとしてみる | |
| ③ 幕府・旗本・御家人の窮乏 | → ③ 増収政策と支出抑制政策で財政再建に成功 | |

[C] 寛政の改革 (1787～1793) (天明の飢饉を背景に、飢饉・凶作対策、本百姓体制の建て直しを重視)

寛政の改革の特徴		御三卿なので將軍後継候補であったが、田沼意次により白河藩松平家に養子に出される ⇒意次に恨みを持つ	
松平定信 (白河藩主→老中) ★ 徳川吉宗 の孫・ 田安宗武 の子 ①復古的理想主義 (理想=享保の改革) ②農本主義 (田沼意次の商業中心政策から転換) ③幕府権威の回復 (文武の奨励・思想統制)		吉宗 ^② 家重 ^② 家治 ^② 清水重好 ^② (御三卿) 家斉 ^②	
★『宇下人言』(定信の自叙伝)・『花月草紙』(定信の随筆)			
政治 (農村政策・都市政策)		思想・風俗統制	
①家 ②家 ③家 ④家 ⑤家 ⑥家 ⑦家 ⑧家 ⑨家 ⑩家	財政再建	①寛政異学の禁 (1790) (幕臣の士風刷新・民衆教化をはかる) 儒学のうち朱子学を正学とし、陽明学・古学・折衷学などの学派を異学とし、聖堂学問所での朱子学以外の講義禁止を大学頭林家に布達 ★寛政の三博士=柴野栗山・尾藤二洲・岡田寒泉 (→のち古賀精里) →のち、聖堂学問所は幕府直轄の昌平坂学問所となる (1797) 今までは林家の私塾 (寛政の改革後に幕府直轄)	
	商業統制	②出版統制令 (1790) (風俗を乱す出版物を禁じる) →林子平 (著書が発禁処分となり、禁刑に処される) ★寛政の三奇人=林子平・高山彦九郎・蒲生君平 (尊王論者) 『三国通覧図説』(朝鮮・琉球・蝦夷の地理的關係を解説) 『海国兵談』(ロシアの南下を警告し、海防の警備を主張) 「日本橋より唐・蘭迄境なしの水路也…長崎にのみ備るは何ぞや」 →山東京伝 (遊里小説の酒落本作者) 『仕懸文庫』 →恋川春町 (絵入小説の黄表紙作者) 『金々先生栄花夢』 →薦屋重三郎 (洒落本・黄表紙の出版元→家財半減の処分)	
	農村政策	③尊号一(事)件 (1789～1793) 1789年、光格天皇は皇位についたことのない実父の閑院宮典仁親王に太上天皇の尊号を宣下したいと伝えたが、定信の反対で実現されなかった。その後、武家伝奏ら公家は再び尊号宣下の許可を求めたが、定信は拒絶し1793年に公家を処分した。だが、事件をめぐる將軍家者との対立もあり定信は老中を辞職し、この事件を契機に朝幕間の協調関係は崩れ、尊王論の高まりとともに天皇の権威は浮上していった。	
①家 ②家 ③家 ④家 ⑤家 ⑥家 ⑦家 ⑧家 ⑨家 ⑩家	都市政策	④他国出稼制限令 (百姓の出稼ぎを禁止・制限) ⑤旧里帰農令 (江戸に流入した農民に資金を与えて帰農を奨励) ⑥赤子養育法 (出産直後の新生児を殺す間引などを禁止) ⑦困米 (諸藩に石高1万石につき米50石を粃米で貯蓄させる) →義倉 (富裕者に各地に設けた穀物を拠出させておく穀物倉) →社倉 (一般住民に各地に設けた穀物を拠出させておく穀物倉) =凶作・飢饉に備える ⑧七分積金 (七分金積立) (非常時の貧民救済資金に充てる) 町入用(町費)の節約分の70%を江戸町会所に積み立てる ⑨勘定所御用達 (江戸町会所の運営など幕府に協力する) 幕府に登用された両替商を中心とする江戸の豪商10名 ⑩人足寄場 (石川島) (長谷川平蔵 [火付盗賊改] の建議) 江戸の治安維持を目的に石川島に設置した無宿人の収容施設 旧里帰農令で帰るあてもない無宿人(ホームレス)を収容し、職業訓練させて社会復帰させる	
	都市政策	朝幕関係	

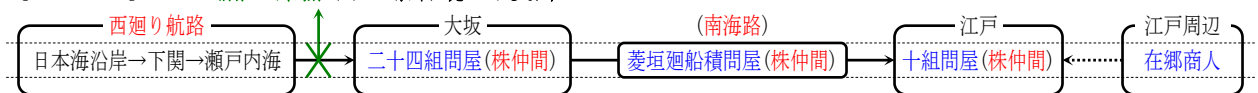
[NOTE]

[藩政改革 (寛政の改革前後)]		at 浅草蔵前	
熊本藩 = 細川重賢 (銀台) 藩校 = 時習館・蠟の専売 米沢藩 = 上杉治憲 (鷹山) 藩校 = 興讓館・米沢織の専売 秋田藩 = 佐竹義和 藩校 = 明德館・秋田杉の専売		幕府の御蔵	
		④(蔵米)	旗本・御家人
			札差(蔵宿)
		旗本・御家人は札差(蔵宿)に蔵米を換金してもらう but 米価安のため困窮→札差(蔵宿)からの借金が増大	
		⑤(年貢)	棄捐令 (6年以前の借金を帳消し) →5年以内の借金は低利で返済
[儒学(儒教)]		<農村> 豪農 貧農 流入 困米(大名) 義倉(富裕者) 社倉(一般農民) 天明の飢饉を背景に、飢饉・凶作に備えて あらかじめ米や金を貯蓄させておく	
朱子学…「大義名分論」 君臣・親子などの上下の身分秩序を重んじる 陽明学…「知行合一」 知識は行動・実践を通して本当の知識となる 古学 (孔子・孟子の古代聖賢に立ち返る) 折衷学 (朱子学・陽明学・古学を取捨選択)		<江戸> 下層町人となる 無宿人となる 旧里帰農令 (資金を与えて帰農させる) 人足寄場(石川島) (無宿人の収容施設) →職業訓練をさせて社会に復帰させる	
		正学 異学	

[D] 大御所時代(1793~1841)・天保の改革(1841~1843)

① 家 斉	—— [大御所政治(文化・文政時代)の特徴] —— 徳川家斉 (11代将軍→大御所) ①将軍家斉による放漫政治 ↓ 将軍職を徳川家慶 (12代将軍)に譲った後も大御所 (前将軍)として実権掌握 ②化政文化の開花 (享楽的な江戸中心の庶民文化) 文化・文政時代		—— [老中(文化期→文政期)] —— 文化期=松平信明 (寛政の遺老と呼ばれる) 文政期=水野忠成 (賄賂政治で腐敗させる) 元文小判 (悪銭) から文政小判 (更なる悪銭) へ改鋳 →幕府財政を補うため、出目による財源獲得をはかる	
	1805年 関東取締出役 (関八州の幕府領・私領の区別なく巡察し、犯罪人の逮捕にあたる=「八州廻り」と呼ばれた) ↓ 関八州など江戸周辺に増加していた無宿人や博徒 (ばくち打ち) が治安を乱していたため、関東地方の治安維持を目的に設置 1827年 寄場組合 (改革組合村) (関東取締出役の下部組織で、近隣の数力村で結成させた組合村) 1832年~天保の飢饉 (冷害・洪水・大風雨による全国的凶作) →江戸では救い小屋を設けたため、打ちこわし起きず 1836年 郡内一揆 (騒動) (甲斐国)・加茂一揆 (三河国) (幕領内で起きた一揆) 1837年 大塩平八郎の乱 (大坂町奉行所の元与力で陽明学者→辞任後に家塾の洗心洞を開く) ↓ 米価高騰による貧民救済のため、「救民」の旗を立てて大坂で挙兵するが鎮圧される 幕領内で生じた大規模な一揆・大坂という 直轄都市で、幕府の元役人が起こした事件は幕府や諸藩に大きな衝撃を与えた 1837年 生田万の乱 (「大塩門弟」と称し越後柏崎で蜂起した国学者) 1838年 徳川斉昭が『戊戌封事』を徳川家慶 (12代将軍)に提出 ← 内憂外患 (国内の矛盾と対外的危機) に対して、幕政改革の必要性を説く モリソン号事件をさす (P.54へ)		—— [天保の改革の特徴] —— 水野忠邦 (浜松藩主→老中) → 天保の飢饉・内憂外患を契機に、大御所家斉の死去から始められる →特徴は寛政の改革のバクリ、それ以外の政策は失敗続き ①復古的理想主義 (理想=享保・寛政の改革) ②幕府権威の回復	
② 家 慶	諸統制政策 (農業・商業)		政治 (幕府権力の強化)	
	財政再建	①倅約令 (質素倅約をうながし贅沢を禁じる) ②印燭沼の干拓 (→水野忠邦の失脚で中止)	風俗	①風俗取締令 (綱紀肅正を目的に、日常の衣食住全般にわたる) →奢侈禁止令 (贅沢品や華美な衣服・高価な菓子・料理などを禁止) →芝居統制令 (江戸歌舞伎3座を浅草移転・市川団十郎の江戸追放) ★鳥居權藏 (市中取締りに辣腕をふるった江戸町奉行) →為永春水 (恋愛小説の人情本作者) 『春色梅児誉美』 →柳亭種彦 (絵入小説の合巻作者) 『修紫田舎源氏』
	商業統制	③棄捐令 (旗本・御家人の札差(蔵宿)に対する救済法) ④物価引き下げ令 (諸物価などを強制的に引き下げる命令) ⑤株仲間解散令 (1841) (江戸市中の物価高騰抑制のため) 菱垣廻船積問屋・十組問屋・その他の株仲間の解散を命じる →株仲間に参加していない江戸周辺の在郷商人らの自由取引を認める but! 株仲間の解散により江戸への商品輸送量はさらに減少 →商品流通が機能なくなり物価高騰→株仲間再興令 (1851) ★ただし、当初は莫加・運上を免除、株仲間の制限を行わない	幕権強化	②三方領知(地)替 (川越藩の財政救済策) 川越藩・庄内藩・長岡藩の3藩を玉突き式に転封させる計画 →三方領知替反対一揆など領民の反対もあり、転封命令を撤回 ★初の転封撤回→幕府に対する藩権力の自立を示す結果となる ③日光社参の再興 (徳川家康を祀る日光東照宮への参詣) ④上知(地)令 (1843) (財政安定と対外防備の強化をはかる) 江戸・大坂周辺十里四方の大名・旗本領50万石を直轄地にする →代償として、幕領のうちの年貢収納率の低い代替地を用意する but 土井利位 [老中]を中心に大名・旗本が反対したため撤回
	農村政策	⑥人返しの法 (農村の人口確保と江戸の人口増加抑制のため) 百姓の出稼ぎを禁止して、江戸に流入した貧農の帰農を強制		水野忠邦失脚の原因(結果、幕府権力も衰退を示した)

[NOTE] 北前船・内海船が他の場所に売ってしまう



①江戸後期になると、生産地から西廻り航路を通じて大坂へ商品が届く前に、新興の廻船業者が下関・瀬戸内海などで商品を売買

↓ ex. 北前船(西廻り航路を就航)・内海船(尾張国知多半島を拠点)・越前方(長州藩が下関に設けた資金の貸付け・委託販売を行う役所)

②生産地から大坂に送られる商品の流通量が減少→大坂で品不足→江戸への輸送量も減少→江戸で品不足により物価高騰

→水野忠邦は株仲間が買占めなどをして商品流通を独占しているため物価が高騰していると判断して、**株仲間解散令(1841)**を発布but 株仲間の解散により、江戸への商品輸送量はさらに減少し、物価はさらに高騰し経済混乱→**株仲間再興令(1851)**が出される

[A] 百姓一揆

① 百姓一揆 (江戸時代の農民一揆) ★享保期以降増加→件数=3000 件以上

	前期 (17 世紀)	中期 (18 世紀)	後期 (19 世紀)
一揆の形態	代表越訴型一揆 年貢減免を要求→村役人が農村を代表して直訴	惣百姓一揆 年貢減免・藩による専売制の撤廃を要求 →村役人層を含む全農民層が参加して蜂起	世直し一揆 新時代への期待と百姓一揆が結びついた 貧農による特権商人・豪農への打ちこわし
図解			
一揆例	自分の身を犠牲にして直訴(越訴)する代表者 「義民として伝えられる」 佐倉惣五郎(下総) 下総国佐倉藩堀田氏の苛政を将軍に越訴 磯茂左衛門(上野) 上野国沼田藩真田氏の苛政を幕府に越訴	1728 年 久留米一揆(筑後) 1793 年 武左衛門一揆(伊予) 「全藩一揆(藩領全域に及ぶ一揆)」 1686 年 嘉助騒動(信濃国松本藩) 1738 年 元文一揆(陸奥国磐城平藩) ★傘連判状(円形を中心に放射線状に署名) →首謀者の名をわからなくするため	1836 年 郡内一揆(甲斐) 幕領内 加茂一揆(三河) (P51) 「その他」 1856 年 渋染一揆(岡山藩) 部落差別政策に反対 部落=えた・非人が住む地域

② 村方騒動 (村役人と小百姓の対立=村役人の不正を追及し、代官・郡奉行に訴える) ★18 世紀以降増加

背景=農民の階層分化により、村役人(豪農)と小百姓(貧農)の対立が激化

③ 打ちこわし (下層都市民・農民による米商人・金融業者への襲撃)

1733 年 江戸の打ちこわし (最初の打ちこわし)

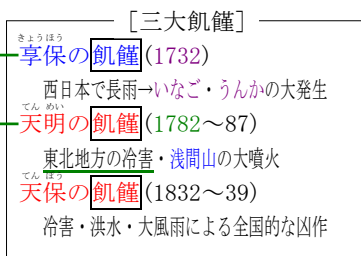
高間伝兵衛の米問屋が襲撃される (幕府の米価引き上げ政策に関わったため)

1787 年 天明の打ちこわし (江戸・大坂を中心とする各都市で起こる)

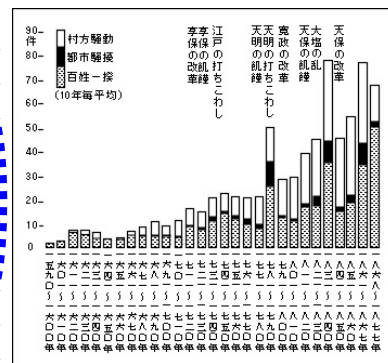
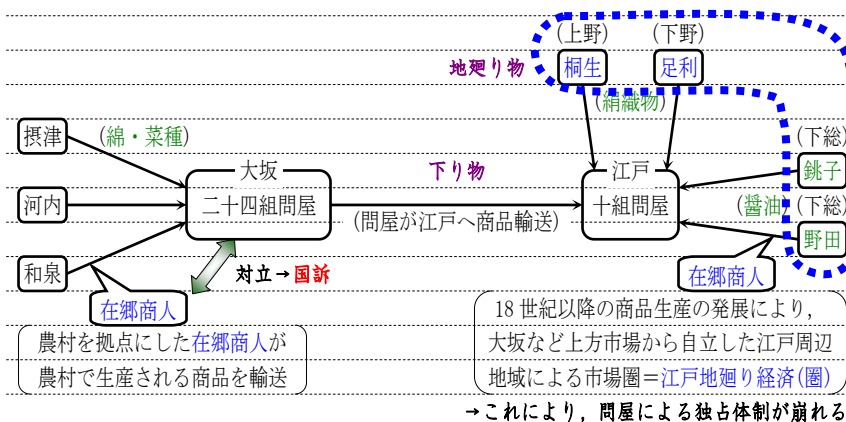
④ 国 訴 (在郷商人による指導のもと、大坂問屋(株仲間)による流通独占に反対する合法的農民闘争の一つ)

1823 年 大坂周辺で最初の国訴

摂津・河内・和泉国3ヶ国の1307村で綿・菜種をめぐる大坂問屋の流通独占に反対



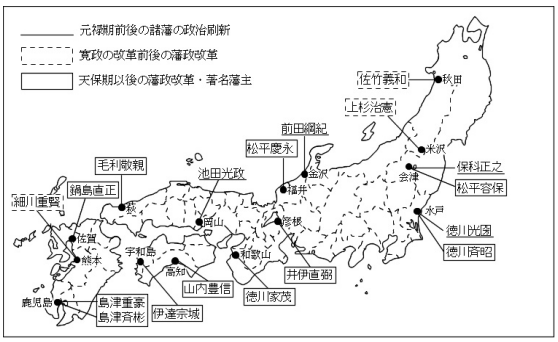
[NOTE]



[B] 藩政改革 (雄藩の台頭) (天保の改革前後) (藩政改革に成功して、後に政局を左右した大藩)

雄 藩	藩 主	登用者	財 政 再 建	軍 事 力 強 化
薩摩藩 (<u>鹿児島藩</u>)	島津重豪 (<u>島津重豪</u>)	調所広郷 (下級武士)	①藩債の整理 (藩債500万両の250年賦返済) ②専売制強化 (奄美三島特産の黒砂糖の専売を実施) ③琉球密貿易 (琉球王国を通じた清国との密貿易) ④造士館 (薩摩藩の藩校) を設立	
	島津斉彬			①集成館 (兵器製造を中心とした洋式工場群) (1) 反射炉 (大砲製造のための溶鉱炉) (2) 機械紡績工場 (綿糸製造工場) (3) ガラス製造所
長州藩 (<u>萩藩</u>)	毛利敬親	村田清風 (下級武士)	①藩債の整理 (藩債140万両に対する37カ年賦皆済仕法) ②紙・蠟の専売制緩和 ③越前大の一揆 (紙・蠟の専売制廃止を要求した一揆) が背景 ④越前方 (下関で資金の貸付や委託販売を行う役所)	紙・蠟の専売制を実施しようとしたが、 反対一揆のため専売制でできなかった
肥前藩 (<u>佐賀藩</u>)	鍋島直正 (閑叟)		①陶磁器 (有田焼) の専売制 ②均田制 (本百姓体制を再建するための農地改革)	①反射炉 (大砲製造のための溶鉱炉) ★オランダから学び、日本で最初に築造
土佐藩 (<u>高知藩</u>)	山内豊信 (容堂)	おこぜ組 (吉田東洋ら)		
水戸藩 藩政改革 成功せず	徳川斉昭 安政の地震 (1855)で圧死	藤田幽谷 (徳川光圀が設立した彰考館で『大日本史』の編纂にあたる) 藤田東湖 (幽谷の子→『弘道館記述義』で尊王攘夷思想を説く) →弘道館 (水戸藩の藩校) を設立 会津藩の藩校は日新館 会沢安 (正志斎) (幽谷に学ぶ→『新論』で尊王攘夷思想を説く)		①長射戸 (大砲製造のための溶鉱炉) ②石川島造船所 幕命を受けて水戸藩が設けた幕府の造船所
越前藩 (<u>福井藩</u>)	松平慶永 (春嶽)	橋本左内 (適塾で緒方洪庵に学ぶ→安政の大獄で捕らえられ江戸で刑死) 横井小楠 (慶永の政治顧問となる→『国是三論』を著し、開国貿易を説く) 由利公正 (横井小楠に学ぶ→殖産興業の必要性を説く)		
宇和島藩	伊達宗城	村田蔵六 (大村益次郎) (長州藩士→藩主に招かれ蒸気軍艦を建造)		
(幕府)				①高島秋帆 (オランダ人に砲術を学ぶ) 砲術を学ぶ↓ 幕府に招かれ、西洋砲術を指導 ②江川英龍 (太郎左衛門) (代官) 伊豆箱根山に反射炉、江戸品川沖に台場を築造 ③長崎製鉄所 (のち長崎造船所と改称) ④横須賀製鉄所 (のち横須賀造船所と改称)

[NOTE]



		諸 外 国 の 接 近	幕 府 の 対 応	
(寛政の改革)	松平定信	1792 年 ラ(ッ)クスマン [ロシア使節] が根室 に来航 → エカチェリーナ2世の命で、漂流民の 大黒屋光太夫 を送還 →ロシア漂流記を桂川甫周が『 北極開略 』に記録	1798 年 近藤重蔵の蝦夷地派遣 (最上徳内と共に派遣) 択捉島に「大日本恵登呂府」の標柱を立てる ★東蝦夷地直轄(1799) → 箱館奉行 設置(1802)	
① 家	(大御所時代)	1804 年 レザノフ [ロシア使節] が長崎 に来航 → ラクスマンに交付した 信牌 (長崎への入港許可証) を持参	1806 年 文化の撫恤令 (文化の薪水給与令) (文化3年) 漂着した外国船に薪水・食糧を与える ★西蝦夷地直轄(1807) → 松前奉行 設置(1807)	
		1808 年 フェートン号事件 (イギリス) ナポレオン戦争の余波を受け、イギリス軍艦フェートン号が オランダ船を追って長崎に侵入→松平康英 [長崎奉行] が自害 →★イギリス船が宝島 (薩摩)・大津浜 (常陸) に上陸(1824)	1808 年 間宮林蔵の樺太調査 →シーボルトが命名 樺太が島であることを確認 (間宮海峡を発見) 無二念打払令 (異国船打払令) 清・朝鮮・琉球・オランダ船以外の外国船の撃退を命じる ただし、オランダ船は長崎以外では撃たれる	
		1811 年 ゴロー(ウ)ニン事件 (ロシア) 国後島を測量中のゴローウニンを抑留 ★『日本幽囚記』 →ロシアは報復として高田屋兵衛を抑留 (のち両者釈放)	1825 年 (文政8年)	
② 家	(天保の改革)	1837 年 モリソン号事件 (アメリカ) 同年に大塩 モリソン号が漂流民の送還・日本との通商を求めて来航 平八郎の乱 →浦賀 (相模)・山川沖 (薩摩) で砲撃	1839 年 蛮社の獄 (幕府の措置を批判した洋学者を処罰) 高野長英『戊戌夢物語』 渡辺華山『慎機論』 小関三英 (連坐を恐れて自殺) } 尚書会 (知識人による会合)に出席	
		1840 年～アヘン戦争 (イギリスVS清)	1841 年 軍事改革 (高島秋帆を招き西洋砲術を採用)	
		1842 年 南京条約 (清はイギリスに香港を割譲)	1842 年 天保の薪水給与令 (文化の薪水給与令に戻す)	
③ 家	阿部正弘	1844 年 オランダ国王ウィレムII世の開国勧告 12代将軍徳川家慶に勧告	[安政の改革 by 阿部正弘 [老中]] ①人材登用 徳川斉昭 [海防参与]・川路聖謨 [海防掛・勘定奉行] ②国防強化 大船建造禁 (武家諸法度の規定) の緩和 (P38へ) 江川英龍が伊豆・釜山に反射炉・江戸品川沖に台場を築造 ③洋式訓練 講武所 (江戸で武術訓練)・海軍伝習所 (長崎で海軍訓練) ④洋学研究 洋学所(1855)→蘭書調所(1856) (のち洋書調所→開成所) ★蛮書和解御用 (1811年に設置した蘭書翻訳機関)を強化 →高橋景保の建議(のちシーボルト事件)	
		1846 年 ビッドル [アメリカ東インド艦隊司令長官] が浦賀 来航 アメリカはアジアに捕鯨のための港がほしかった		
		1853 年 ペリー [アメリカ東インド艦隊司令長官] が浦賀 来航 → (嘉永6年) 4隻の「黒船」(旗艦=サスケハナ号)を率いて開国を要求 →久里浜に上陸し、フィルモア [米大統領] の国書を提出 ★阿部正弘は開国要求に対し大名・幕臣に対応を諮問		
		1854 年 ペリーが軍艦7隻を率いて再来航 → ★『日本遠征記』(ペリー艦隊の日本遠征記録)		1854 年 日米和親条約 (→のち、英・露・蘭とも締結) ①アメリカ船に燃料・食料を提供する ②難破船や乗組員を救助する 伊豆③下田・箱館の開港 (領事の駐在を認める→のちハリス着任) ④アメリカに片務的最恵国待遇を与える
④ 家	堀田正睦	(1853 年 プ(ウ)チャーチン [ロシア使節] が長崎 に来航) → ★安政の大地震 (1855年に江戸に発生した地震→「鯨絵」が多数描かれる)	1855 年 日露和親条約 (下田で川路聖謨が締結) ①下田・箱館以外に、新しく長崎を開港 ②日露の国境は択捉島・得撫島の間 (樺太は两国雑居)	
		1856 年 ハリス [アメリカ駐日総領事] の下田 着任	1858 年 日米修好通商条約 (→のち、英・露・蘭・仏とも締結) ★安政の五カ国条約 (米・英・露・蘭・仏との修好通商条約)	
		1856 年 アロー号事件 (第二次アヘン戦争の契機となった事件) →	①堀田正睦 [老中] が通商条約調印の勅許要求→孝明天皇が拒否 ↓ 天皇の勅許を得ることで批判を緩和しようとした ②井伊直弼 [大老] が無勅許のまま調印 (違勅調印)	
		1858 年 天津条約 (清が英・米・露・仏と結んだ講和条約)	下田は①神奈川 (→横浜)・長崎・兵庫 (→神戸)・新潟の開港 閉鎖 ②江戸・大坂の開市(のち延期) + 箱館 ③通商は自由貿易とする(幕府は貿易に干渉しない) ④開港場に居留地 (外国人の居住する地域) を設ける ⑤領事裁判権 (治外法権=外国人が在住国の裁判を受けない) 協定関税制 (関税自主権がなく両国の協議で関税率を決定)	
⑤ 家	井伊直弼 (大老)	[政局の転換]		
		[南紀派] 徳川慶福 (紀伊藩主) 14代家茂と改名 井伊直弼 [彦根藩主] のち大老に就任(1858) VS P53へ [一橋派] 徳川慶喜 (徳川斉昭の子) 徳川斉昭 (前水戸藩主) 松平慶永 [越前藩主] 島津斉彬 [薩摩藩主]		
		1858 年～安政の大獄 (井伊直弼が反対派の大名・志士らを弾圧) 橋本左内 (越前藩士)・吉田松陰 (長州で松下村塾を開く) 江戸で処刑 頼三樹三郎 (頼山陽の子)・梅田雲浜 (若狭小浜藩士) 1860 年 桜田門外の変 (尊攘派の水戸脱藩士らが井伊直弼を暗殺)		
⑥ 家	茂	1860 年 日米修好通商条約の批准書交換 ホーハトン号 (米 艦) = 新見正興 [外国奉行] 威臨丸 (随行艦) = 勝義邦 [海舟] (幕臣)		

[B] 貿易の開始

①貿易開始 1859年～
②貿易形態 居留地貿易（開港場に設けられた外国人の居住地域での貿易）
③貿易港 1位＝横浜・2位＝長崎・3位＝箱館
④貿易相手 1位＝イギリス・2位＝フランス
★アメリカは南北戦争で後退
⑤輸出品 1位＝生糸・2位＝茶・3位＝蚕卵紙
★蚕卵紙はイタリア・フランスにおける蚕病の流行が背景
⑥輸入品 1位＝毛織物・2位＝綿織物

蚕の繭→→→生糸→→→絹織物
製糸業 絹織物業

――― [産業の発達・衰退] ―――
発達＝製糸業（マニファクチュア経営が発達→生糸を輸出）
衰退＝絹織物業（原料の生糸不足が原因）
綿織物業（安価な綿織物輸入が原因）

――― [大幅な輸出超過（問題点①）] ―――
生産地と結びついた在郷商人が問屋を通さず、
直接商品を開港場に送る→江戸・国内の品不足＝物価高騰

1860年 五品江戸廻送令（重要輸出5品の江戸への回送を命じる）
五品＝雑穀・水油・鹽・呉服・生糸
but 在郷商人の反対、諸外国から自由貿易への
介入だとして批判され、効果はあがらず

農村（在方）を拠点とする在郷商人（諸商人）が江戸（御府内）を通さず
開港場神奈川（横浜）へ商品を輸送
↓
江戸などで品不足により物価高騰
→まずは江戸への商品輸送を命令
＝五品江戸廻送令（1860）

――― [金銀交換比価の相違（問題点②）] ―――
金銀比価＝日本（金1：銀5）⇔外国（金1：銀15）
→大量の金貨が流出＝大量の銀貨が流入

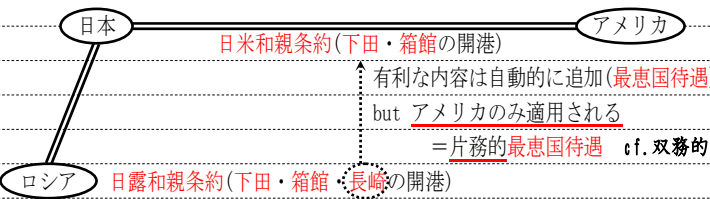
1860年 万延小判鋳造（金流出防止のため悪貨鋳造）
貨幣の価値が下落したため物価高騰

物価高騰＋コレラ 流行の原因は外国人
→天皇崇拜（尊王論）＋外国人排斥（攘夷論）
[尊王攘夷運動（排外的政治運動）]

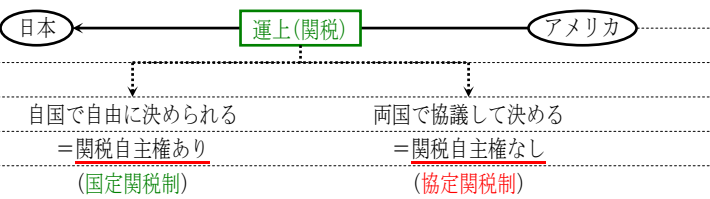
1860年 ヒュースケン（総領事ハリスの通訳）暗殺
1861年 東禅寺事件
↓
水戸藩浪士が江戸高輪のイギリス仮公使館を襲撃
1862年 イギリス公使館焼き打ち事件
高杉晋作らが品川御殿山のイギリス公使館を襲撃

[NOTE]

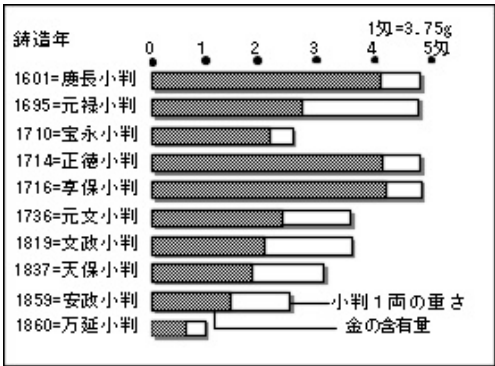
<最恵国待遇（条約締結国の一方が、条約を締結した相手国に対して、
第三国に与えている最も恵恩的な待遇と同等の待遇を与えること）>



<協定関税制> 品目ごとの関税率の詳細は貿易章程に記載
輸入関税率＝平均 20%→のち 5% by 改税約書（1866）



<貿易章程の関税率>
輸入品＝0%（衣服・家財など）・5%（食糧など）・35%（酒類）・20%（その他）
輸出品＝5%（輸入品・輸出品の運上（関税）はどちらも幕府の運上所（税関）に納入）



[A] 公武合体と尊攘運動

幕府の動向		薩摩藩の動向		長州藩の動向	
公武合体論				尊王攘夷論	
1862年 ^{かみづのみや}和宮(孝明天皇の妹)降嫁 安藤信正〔老中〕が公武合体論を推進 →徳川家茂〔14代将軍〕への降嫁を実現 1862年 坂下門外の変 (→安藤信正が失脚) 和宮降嫁に激怒した尊王攘夷派の 水戸脱藩士が安藤信正〔老中〕を襲撃 薩摩藩主導の幕政改革 〔文久の改革(勅命による幕政改革)〕 将軍後見職＝徳川慶喜(徳川斉昭の子) 政事総裁職＝松平慶永(越前藩主) 京都守護職＝松平容保(会津藩主) 京都所司代の上位で、京都の治安維持にあたる ★参勤交代を3年に1回に緩和・西洋式軍制採用		幕府主導の公武合体挫折→雄藩主導へ but 外様の薩摩藩は幕政に関与できない →天皇から幕政改革の勅許を得よう 1862年 島津久光(薩摩藩主島津忠義の父) ①勅許のため、藩兵を率い京都へ上洛 ②久光が京都で倒幕挙兵を企てる 薩摩藩士を一掃(寺田屋事件) ③朝廷から幕政改革の勅許を受ける ④大原重徳(勅使)と共に江戸へ赴く but 薩摩藩は幕政参加できず 1862年 生麦事件 薩摩藩士によるイギリス人殺傷事件 1863年 薩英戦争(生麦事件の報復) イギリスが薩摩藩と交戦→講和成立 →薩摩藩は攘夷の不可能を理解		図解 NOTE [八月十八日の政変] 朝廷 ⑥工作 孝明天皇 ②工作 公家(尊王攘夷派) 公家(公武合体派) 公家(尊王攘夷派) ⑦京都追放(8/18) ③攘夷を要求 幕府(公武合体論) ④攘夷を命令 長州藩(尊王攘夷論) 薩摩・会津藩(公武合体論) ①京都潜入工作 ⑤攘夷実行↓	
1863年 八月十八日の政変 薩摩・会津藩が公武合体派の公家と画策 →長州藩と三条実美、沢宣嘉ら尊攘派の 公家7名を京都から追放(七卿落ち)		公武合体派も朝廷工作を行って、長州藩や 尊王攘夷派の公家を京都から追い出す		1863年 長州藩外国船砲撃事件 長州藩が下関で外国船を砲撃 〔尊攘派の挙兵〕 ①天誅組の変(大和)＝中山忠光・吉村寅太郎 ②生野の変(但馬)＝平野国臣・沢宣嘉 ③天狗党の乱(水戸)＝藤田小四郎・武田耕雲斎	
1864年 池田屋事件 新撰組が池田屋に会合中の長州藩 尊王攘夷派の志士を殺傷・逮捕 (局長＝近藤勇・副長＝土方歳三)		1864年 禁門の変(蛤御門の変) 久坂玄瑞指導のもと長州藩が京都に 攻め上るが薩摩・会津藩中心に鎮圧		1864年 四国艦隊下関砲撃事件 英・米・仏・蘭の艦隊が下関を砲撃 英公使オールコックの指導『大君の都』 〔長州藩内部の争い〕 ①第一次長州征討・四国艦隊下関砲撃事件後、 長州藩では上級武士(佐幕派)が実権を握る →長州藩は幕府に恭順の態度を示す ②高杉晋作が奇兵隊(身分に関わりなく編制 された有志の軍隊)を率いてクーデター ③下級武士(討幕派)が上級武士(佐幕派) から主導権を奪い返し、討幕の動きを強める →木戸孝允・高杉晋作が実権を握る	
1864年 第一次長州征討(征伐) 禁門の変を理由に、幕府が長州藩を攻撃 〔欧米による圧力〕 ①条約勅許(1865) 列国が兵庫沖に軍艦を送り圧力かける →孝明天皇が修好通商条約を正式に承認 ただし、兵庫開港は認めず ②改税約書(1866)(P55へ) 英・米・仏・蘭と結んだ貿易に関する協約 →輸入関税を平均20%から5%に引き下げ →この結果、1867年以降輸入超過となる ③兵庫開港問題(1867) 西日本の諸藩の反対を押し切って兵庫を開港		下級武士(西郷隆盛・大久保利通)が実権を握る 1866年 薩長同盟(連合)(坂本龍馬・中岡慎太郎〔土佐藩士〕の仲介) 薩摩藩＝西郷隆盛・小松带刀(薩摩藩家老) 長州藩＝木戸孝允 (薩長同盟成立後、長州藩は薩摩藩から武器を購入→英人のグラバーと長崎で取引) 薩長にはイギリス公使パークスが援助 →アーネスト・サトウ(英外交官)が通訳			
1866年 第二次長州征討(征伐) 奇兵隊を中心とする長州藩に連戦連敗 →将軍家茂の急死を理由に中止 1866年 徳川慶喜が15代将軍に就任 ★慶応の改革を進める		幕府はフランス公使ロッシュの協力のもと軍事力強化 →フランスの援助で製鉄所として横須賀製鉄所を建設			

薩長両藩(新政府)の動向	幕府の動向
反幕・倒幕運動(パークス [イギリス駐日公使] の援助)	公議政体論(ロッシュ [フランス駐日公使] の援助)
1867年 明治天皇即位(←孝明天皇死去) 1867年 討幕の密勅(10月14日) 朝廷から薩摩藩主・長州藩主に下された徳川慶喜の討伐命令 →岩倉具視(公家)・大久保利通ら薩長藩士が画策(偽勅説が有力) 〔社会の混乱〕 ①世直し一揆(世直しを求めた百姓一揆)→1867年は少ない ②教派神道(政府から公認された13派の民間神道団体)の流行 ex. 天理教(中山みき)・黒住教(黒住宗忠)・金光教(川手文治郎) ③御蔭参り(伊勢神宮への民衆の集団的な参詣)の流行 約60年周期で発生(1650・1705・1771・1830年に数百万人が参詣) ④ええじゃないか(1867年から広がった民衆乱舞) 東海地方に伊勢神宮のお札が降ったことが契機 1867年 王政復古の大号令(12月9日) ①摂政・関白・幕府の廃止→天皇中心の新政府を樹立 ②三職(総裁[皇族]・議定[公家・大名]・参与[有力藩士])の設置 =有栖川宮熈仁親王 薩長が中心のメンバー 1867年 小御所会議(12月9日夜) 三職による徳川氏処分に関する会議→徳川慶喜の辞官納地を決定 内大臣の辞任と領地の一部返上	1867年 大政奉還(10月14日) 公議政体論(將軍を議長とする雄藩連合政權構想)に基づき、 倒幕運動を回避するため、徳川慶喜が朝廷への政權返上を上奏 〔坂本龍馬 → 後藤象二郎 → 山内豊信(容堂) → 徳川慶喜〕 〔船中八策〕〔土佐藩士〕〔前土佐藩主〕〔15代將軍〕 天皇 ↑ ①政權委任 ↓ ②服従 ④政權返上(大政奉還) → 大名(薩摩・長州など) ③天皇から討幕命令をもらおう(討幕の密勅)→④により失敗 〔雄藩連合政體論〕 議長 議員 議員 議員 政權は返上しても、引き続き將軍が實權を握れる 〔戊辰戦争(1868~69)(新政府・旧幕府間の戦争)〕 ①鳥羽・伏見の戦い(1868)(旧幕府軍と薩長軍が交戦→薩長軍が勝利) →江戸へ引き上げた慶喜追討のため、薩長を中心とした東征軍(官軍)を派遣 東征大総督=有栖川宮熈仁親王(実質的には西郷隆盛) ★相楽総三(赤報隊隊長)は年貢半減令を掲げ進軍するが偽官軍として処刑
1868年 五箇条の(御)誓文(新政府の基本方針) to 諸外国・諸大名(3月14日) 起草=由利公正(越前藩士) 修正=福岡孝弟(土佐藩士)「列侯会議ヲ興シ」 加筆=木戸孝允(長州藩士)「広ク会議ヲ興シ」 形式=明治天皇が天地神明に誓う形で発布 内容=公議世論の尊重(1.2.3条)・開国和親(4.5条) 1868年 五榜の掲示(民衆の心得を表す5種の高札) to 庶民(3月15日) ①五倫(儒教)道德の遵守 ②徒党・強訴・逃散の禁止 ③キリスト教の禁止 but 長崎の浦上信使弾圧事件で列国から批判を受ける →キリシタン禁制の高札を撤去(1873)=キリスト教を黙認 1868年 政体書(三職を廃止して新政府の政治組織を定める)=政治体制(4月21日) 起草=福岡孝弟(土佐藩士)・副島種臣(佐賀藩士) 参考=アメリカ憲法・『万国公法』西周 『令義解』・『西洋事情』福沢諭吉 ①太政官制の復活(太政官への権力集中) ②形式的な三権分立(行政官・司法官・議政官を設置) ③高級官吏の4年任期と互選による交代制 ④地方制度は府藩県三治制 1868年 一世一元の制(天皇一代の間は一つの元号) ★明治に改元(1868)	②江戸城の無血開城(旧幕府側の勝海舟・新政府側の西郷隆盛の会談) ★江戸を東京に改称→のち、京都から東京に遷都(1869) ③上野戦争(旧幕府有志が彰義隊を結成し上野で新政府軍に抵抗) 大村益次郎(長州藩士)の指揮→アームストロング砲などで彰義隊は全滅 ④奥羽越列藩同盟(奥羽越諸藩が新政府に対抗して結成した同盟) 輪王寺官能久親王を擁して、東北25藩・越後6藩が参加 ⑤北越戦争(河井継之助[長岡藩家老]の抗戦も長岡城が落城) ⑥会津戦争(松平容保[会津藩主]を中心に新政府軍に徹底抗戦) 会津若松城の落城(白虎隊の集団自決)→奥羽越列藩同盟も崩壊 ⑦箱館戦争(1869)→五稜郭陥落(戊辰戦争終結) →榎本武揚(旧幕臣)降伏・土方歳三(元新撰組副長)戦死 〔不換紙幣(戊辰戦争の戦費を補うため新政府が発行)〕 1868年 太政官札(高額の不換紙幣)の発行(由利公正の建議) 1869年 民部省札(小額の不換紙幣)の発行 明治政府の信用度が不十分であったため紙幣価値が下落 行政・司法・立法 選挙で交代させるが実際は1回しか実施されなかった 政府直轄領(もと幕領)を「府(東京・大阪・京都)」「県」とし、「藩」は従来どおり大名が治める=江戸時代と変わっていない!

[NOTE]

自国の正貨保有量が少ない場合

〔兌換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できる紙幣)〕

- ①金本位制(紙幣と金貨が交換できる・貿易取引を金貨で決済)=欧米
②銀本位制(紙幣と銀貨が交換できる・貿易取引を銀貨で決済)=アジア
→通貨発行量は自国の正貨保有量と同じにする
=通貨流通量が安定するので物価・紙幣価値は安定

〔不換紙幣(正貨(金貨 or 銀貨)と交換できない紙幣)〕

- 自国の正貨保有量にかかわらず自由に紙幣を発行
→通貨発行量は政府がコントロール(管理通貨制度)
①通貨発行量が多い場合→インフレーション(物価高)・紙幣価値は下落
②通貨発行量が少ない場合→デフレーション(物価安)・紙幣価値は上昇